

女性に対する暴力

「戦争と女性」

報告書

2003年12月16日～18日

大阪・堺市

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)
2004年3月発行

東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階

電話 (03) 3514-4071

FAX (03) 3514-4072

e-mail: dignity@awf.or.jp

<http://www.awf.or.jp>

目次

国際専門家会議「女性に対する暴力 戦争と女性」

報告

アフガニスタン

- 1) アフガン女性教育センター 1
- 2) ヌール教育センター9

オーストラリア14

東チモール.....24

フィリピン.....30

スリランカ

- 1) 平和と民主主義のための女性連合34
- 2) ジャフナ女性開発センター.....37
- 3) 外務省経済協力開発協力課スリランカ援助顧問.....40

日本.....42

公開フォーラム

- 主催者、来賓あいさつ47
- パネル・ディスカッション.....52

参加者名簿60

シンカイ・K・ザヒーネ
アフガニスタン女性教育センター

私はアフガンの文民社会の一部を代表して参加している、アフガンの女性活動家です。私はアフガン女性教育センター(AWEC)のディレクター代行です。何千人もの特に女性や子どもたちが、アフガニスタンとパキスタンでAWECが提供している教育、保健、福祉サービスの恩恵を直接受けています。

アフガニスタンはアジアに位置する面積 65 万平方キロ、人口 2000 万人の国で、中国、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、イラン、パキスタンの 6 カ国と国境を接しています。

戦争と不安定は 1978 年の共産主義クーデター以来私たちの生活の一部となっています。アフガニスタンでは 20 年にわたって戦争が続いています。戦争は男性中心社会の産物であるにもかかわらず、その犠牲者の大半は女性や子どもたちです。

ロシア占領時代

10 年間にわたるロシアの占領はアフガニスタンに以下のものを残しました:

- 死者 150 万人
- イランやパキスタンへの難民 600 万人
- 障害者 30 万人
- 70%以上のインフラの破壊。例:4200 の学校のうち 2700 以上が破壊
- 50% 以上の農地が荒廃

これは破壊のごく一例であり、あまり目立たないけれども同じように恐ろしい戦争の影響として次のようなものもあげられます:

- 堅固で安定した家族構造の喪失
- 大半の習慣や伝統の喪失
- 生活様式の変化
- 国外でルーツを失ったまま育てられている数多くの子供たち
- 数多くのトラウマを負った子供、若者、大人

戦争が女性に与える影響をリストアップするのは容易です。それは国の如何を問わず、戦争の如何を問わず同じだと思います。しかし、下にあげたのはアフガニスタンの女性たちの経験の一部です。このリストは本来もっと長いのですが、女性として、占領が女性に与えた影響を強調しておきたいと思います：

- 私たちは尊厳と大家族の中での場所を失いました。
- 1919年の独立以来60年かけて苦勞して勝ち取ってきた小さな自由を失いました。
- アフガニスタン国内では、国中に武装勢力が存在しているため、私たちは家の中に閉じ込められました。
- 難民キャンプでは、異国の環境のゆえにテントの中に閉じ込められました。

私たちは女性として、突然別の時代に戻ってしまったのです：

- たとえ、私たちの家を破壊した軍事行動の直接の被害者でなくとも、私たちは豊かな家を失い、苦しみました。：
- 妻は夫を失っています
- 娘は父や兄弟を失っています
- 母は子供や息子を失っています

アフガンの女性は男性同様戦争の傷を負っています。

内戦とタリバン政権

ソ連がアフガニスタンを去った後、内戦がはじまりました。女性として、私はイデオロギーのわなにはまり、どちらが正しくてどちらが悪いと非難することは許せません。内戦はすなわちアフガン人同士が殺しあうということで、1989年2月にソ連が撤退してから1996年にタリバンが政権を握るまで続きました。

内戦の結果は：

- 10万人近くのアフガン人が命を落とした
- 200万人以上のアフガン人が家を追われ国の内外に移住を余儀なくされました
- ソ連の占領下で唯一被害を免れた首都カブールが半分破壊されました

ここでもまた女性たちは苦しみました。この内戦ではソ連占領下の苦しみに加えて、多くの野蛮な行為がリストに追加されました。私たちは対立する派閥による拷問にあい、強姦され、誘拐されたのです。この時には女性にとって安全な場所はほとんどありませんでした。

タリバンが政権を握ったことで、ひとつの重要な変化があらわれました。女性は安全を手にし、同時に移動の自由を失い、教育を受ける権利やその他の多くの権利を失いました。私たちは野蛮な体制の囚人となったのです。カルザイ氏が政権についてから、さまざまな会議で私たちが伝えてきたタリバン政権下での女性の苦しみの多くをここでまた繰り返してお話しますが、恐ろしい統計を見るだけでこの23年間の戦争の様子がありありと見えてきます。200万人以上の女性が戦争寡婦となり、今も強い偏見や、社会的、経済的排除を受けています。そのうちの40万人はカブールに住んでいます。唯一の家長として身体的、心理的困難に立ち向かわなければならないアフガンの女性たちはアフガニスタンの中でも最も弱い社会グループのひとつです。

カブールに住む一人の女性

戦争が女性に与えた影響を考えると、カブールに住む私たちの受益者の一人の話が頭に浮かびます。この女性の夫はソ連占領下においても、その後もアフガンのシークレットサービスの一員でした。彼は失業後にアフガニスタンで識字教育の教師をしていた教育ある女性と結婚し、12歳から9ヶ月までの4人の子どもをもうけました。戦争が終わったあと、夫は精神保健の問題に苦しみ、妻や子どもをかつての囚人のように扱い始めました。彼は妻がミルクを欲しがると9ヶ月の子どもにミルクを与えようとすると、たいていそれを制止します。また彼は夜中に妻や子どもを起こし、朝まで寝させません。かわいそうなこの家族は日中、お互いの顔を見ないように壁に顔を向けています。彼は妻や子どもたちをひどくたたき、奇妙な罰を強制します。彼は妻や子どもたちを家族とは見ておらず、政治犯だと思っているのです。

アフガンの女性の生活

家を離れて移住した経験のある家族でも、性別によってその影響は異なります。男性は社会の中での移動性は高いのですが、女性は家や家族の中に閉じ込められ、そのために家族外の外での生活はさらに困難となります。戦いや危険な状況から逃れた時点で多くの女性は子どもと離れ離れになっており、おそらく生涯連絡が取れなくなるでしょう。たとえば、パキスタンにいる多くの難民の女性は、書類や援助を受ける代わりに性的な行為を求める当局や権力者によって嫌がらせや虐

待を受ける経験をしています。 貧困に追いやられた家族が家族の女性に売春を強制することもあります。 寡婦や少女が特にこのような影響を受けやすい立場にあります。若い女性として、また子どもとして、少女たちは家族のもとから誘拐されたり、社会的、金銭的理由で売られたり、強制的に結婚させられます。 はるかに年上の男性と結婚させられ、結婚後家族と二度と会えない年若い少女もいます。

戦争のもうひとつの影響として貧困の増大と、女性のための病院やその他のサービスの破壊が上げられ、出産などのサービスや教育が欠如しているために不必要な死を迎えた女性の数も増えています。

女性たちが受ける見えない被害

ここで申し上げたすべてのことによって、これらの負担をひっそり重く耐えることの多い女性たちの心や感情が目に見えない形で傷ついているのです。 私たちがアフガン難民のためにペシャワルで行っているストリートチルドレンと女性のセンターの受益者の一人の話をします。

ムカシュはパキスタンのペシャワル近郊の難民キャンプで暮らしている 18 歳の少女です。 13 歳のときに、彼女の父親によって彼女は薬物中毒の男性に売られ、彼との間に息子を生まれました。 そのあと夫は彼女をパキスタン人の男性に売りました。 この結婚で彼女は女の赤ん坊をもうけましたが、施設や食べ物がなかったために、この赤ん坊は死亡しました。 ムカシュも苦しみましたが、2 回目の結婚先の家族には受け入れられませんでした。 食べ物も与えられず、注意も払われなかったため、彼女は日ごとに衰弱していき、ついには杖がなければ歩けなくなりました。 男性は彼女が性的活動の役に立たないと気づいたとき、負担を負わずにすむように彼女を彼女の家族のもとに戻しました。 まわりは、彼女が結核にかかっているのではないかと考えました。 しかし実際はそうではなく、単に飢えと栄養不足だったのです。 AWEC の診療所で適切な治療を受けて、彼女は日ごとに回復し、元気になりました。 2 度目の夫はムカシュの健康が回復したことを知ると、また彼女を取り戻したくなりました。 しかし、彼はすでに再婚していたので、彼女を自分の元に置くことはできませんでした。 彼はそれでもムカシュから何かを得ようと、彼女の父の所に出かけて行って、最初の男から彼女を買ったのだから彼女は自分の所有物であり、そのときの金を取り返すために彼女を売る権利があると主張しました。 父親も同じように権利を認め、この男に彼女が完全に回復したら彼女を返すと約束したのです。 ムカシュは今自分の将来を決める第三の運命を待っています。

戦時だけでない女性に対する暴力

戦争がアフガニスタンの女性に与えた影響について考えるとき、私はフラストレーションを感じました。このテーマについて話すことの問題は、戦争中に女性に対して行われた数多くの虐待が、戦争がなくともアフガンの文化の中に存在していることにあります。もちろん戦争によって、その種の虐待が悪化したり、頻度が増えたりしたかもしれませんが、アフガニスタンの女性は平時にも苦しんでいるのです。

その国の主流の文化が女性の虐待を正常なものとして認めていけば、戦争中であろうと、平時であろうと女性の経験することに大きな差がないことがあります。そこで私はアフガンの女性にとってマイナスである文化的慣行について少し話をします。

アフガン社会の伝統的、保守的性質のゆえに、女性は特に弱い立場におかれています。アフガニスタンは世界でもっとも識字率の低い国のひとつであることが示すように遅れており、法制度は女性に公平でもなければ、女性がアクセスできるものでもありません。女性は多くの場合、自分たちの政治的、個人的理由のために女性を支配、従属させたいと願う男性の慈悲に頼らざるを得ないこともまれではありません。男性が犯した殺人や犯罪を鎮め、償うために加害者の家族の女性を被害者の家族と結婚させるという強制結婚バードの習慣は女性の基本的な人権を損なうものです。また家族の中心的な男性を失うと女性は同時に多くの権利を失い、遠い親戚の他の男性にコントロールされることにもなります。

アフガニスタンにおける女性の扱いは宗教が規定するものではありません。皆さんの多くの方は驚かれるかもしれませんが(そして多くのイスラム教徒も驚くかもしれませんが)イスラムは長い民主主義の歴史をもち、女性の権利を正式に記載しています。ところが宗教とともに文化があり、多くの残虐行為や虐待が実は何も関係のない宗教の名のもとに行われ、蛮行の言い訳として宗教が使われているのです。

戦後の変化、女性の社会的立場への影響

戦争は女性の基本的な人権獲得への取り組みを遅らせました。ここで私が言っているのは政治に女性に関与していないといった明白なことだけではなく、教育や医療を含めた基本的な人権のことを指しています。戦争の影響は、他の国が子どもの教育に力を注いでいるときに、私たちはまだ戦争から立ち直る途上であり、少女の教育は国の安全や安定が第一で、そのあとにくるものだと考えられていることにも現れています。戦争や国の安定の欠如が女性に与える影響とは、女性の権利についての知識の獲得を止めることであり、自分の家族や、部族、民族だけではなく、すべての女性の権利のために取り組む必要があるという事実から女性の注意をそらすことにあります。

戦争はあらゆる女性の権利の侵害の言い訳に使われています。たとえば、タリバンが少女に教育を受けさせない言い訳は、安全ではないからというものでした。最近では国の再建努力を揺る

がす一要因として、女子の学校が破壊されています。また別の例として、権力を握った民族が、他の民族に対して福祉、医療サービスを提供しようとする努力を抑えようとする動きもあります。

タリバン政権崩壊後、確かに変化が起こりつつありますが、本当にそのあと達成したものは何なのでしょうか？ 私たちは、あまり多くを達成していません。女性問題担当大臣が置かれましたが、これはボン合意での国際世論に向けての政治的姿勢という色合いが濃いものです。女性は再び明らかかな、そして重要な理由から不安定を感じています。内戦時代にアフガンの女性の苦しみをもたらした責任があり、タリバンによって追放された人々がまた権力の座に戻ってきたのです。彼らは権力をもっているだけでなく、アフガニスタンのアフガン人の運命をその手中に握っています。

政府に多くの民族が代表されるようにする努力は行われていますが、女性が女性として適切に代表権を獲得するための努力はほとんど行われていません。しかも、残念なことに議題の中心は民族に置かれ、しかも各省庁では省庁毎に公正な民族の代表を置くのではなく、民族の軍閥が占めているのです。

NGO 組織はアフガニスタンで活動を活発化させています。非政府組織における女性と男性の活動は、比較的新しい分野ではありますが、平和の構築と文民社会の再台頭のために貢献しています。

AWEC の平和プロジェクトの事例

さまざまな困難にもかかわらず、AWEC は草の根レベルでの平和構築のイニシアチブをとっています。その意図は互いに民族の壁によって分断された女性たちに対する理解を向上させるだけでなく、家庭のレベルで平和やジェンダーに基づく問題についての対話を刺激し、生み出すことにより地域社会や、家庭のレベルでの女性間の理解を向上することにあります。

平和や紛争の解決、父権主義社会の中でともに戦いながら女性が他の女性、娘や姉妹、隣人をいかに支援できるかについての、村での話し合いに女性も招かれるようになりました。おそらく今生活している男性優位の習慣や文化から生まれている怖気づかせるような女性の問題の一部に疑問を投げかけるのは今回がはじめてだと思います。このプロジェクトの第二、第三段階として、さらに女性が他の地域に出かけて他の民族の女性と出会い、その相違点と共通点を見出すことができるよう働きかけることを考えています。

このプロジェクトのこれまでの成功は完全に女性の手で運営してきたことにあり、これはまれなことです。プロジェクトも女性たちも月並みなプロジェクト以上のものである問題に対する女性の関心と力を発見するという新たな経験をしています。ファシリテーターの一人は、当初誤解という問題があったけれど、地域の態度が和らいできたことを報告しています。政治問題を議論する女性は共産主義政策に関連していると考えていた地域の男性は当初反対しました。ワークショップが進む

につれて、女性たちは鼓舞され、カブールの女性はムッラーより優れたメッセージをもたらしたと考えるようになったと告白しています。また別の女性がかつて家事がうまくいかないときには娘を罰していたけれど、今は娘に対してより寛容になったということを誇らしげに話しました。彼女はファッションデザイナーに対し、娘の扱いに対して態度が変化したと考えるようになったと誇らしげに語っていました。私たちの平和の旅プロジェクトに参加した女性の一人の話をしましょう。

平和プロジェクト-暴力の連鎖を断ち切る

彼女の名前はアイジャンでトルクメニスタンの背景をもつアフガニスタン北部の出身者です。アイジャンは中流階級に生まれ、兄弟は教育を受けました。しかし、彼女の遠いところは武装勢力に関係していました。ソ連占領時代ならびに共産主義政権の時代には、彼女の4人のいとは彼女の兄弟が学校の教師をしていることを恨み、うらやましく思っていました。彼らは常に彼女の兄弟に対し、自分たちは反政府の戦いをしているのだから、政府の学校で教鞭をとるのを止めろと彼に頼んでいました。彼女の兄弟はそれを拒否しました。その後、家族は内輪で結婚式を祝う機会がありました。恨みのつものたいたこたちは結婚式の会場に爆弾を仕掛けました。爆弾が爆発し、家族のうち21人が命を落としました。このときアイジャンはたまたま子供に食事を与えるために家に戻っていました。彼女が父の家に戻って目にしたのは建物の周りに散らばった家族の遺体でした。彼女に残されたのは爆発で両足を失ったおじ一人です。アイジャンは何が起こったかを理解したとき、絶望的な気分になりました。家族全員を失っただけでなく、その悲嘆から克服できない彼女を夫は見捨てて去っていきました。彼女はカーペット織りとして、一人で息子を育てました。ところが息子は成長するとイランに行ってしまいました。

この事件のあと、彼女の部族のみんなは彼女に代わって殺された家族の報復をする準備をしていました。しかし、アイジャンは彼女にとって報復は何の問題の解決にもならないとしてそれを拒否しました。彼女は「この人たちに報復をして、私は何を得られるというの？ それをしたからといって、亡くなった家族が戻ってくるわけでもないわ。逆にまた憎悪と報復が繰り返されるだけ。」と語っています。

これは暴力の連鎖を断ち切る強さを持った女性の例です。女性は状況に耐える忍耐と理解もっています。女性は平和なときに子どもを教育し、戦争に送らないことができます。

私たちはこれを積み上げ、女性たちが強くなり、自国での平和のプロセスに参加できるよう鼓舞していかなければなりません。生活のあらゆる側面において、女子の強制結婚や、家族の中の女性を売ることに反対の声をあげ、国内で女性の人権が侵害されていることに口を閉ざすことを拒否していかなければなりません。女性のための活動をしている NGO やその他の組織を作り、そこで活動を行い、国の統治や文民社会のあらゆる側面で、発言、参加していかなければなりません。これ

らのことは戦争中に女性に対して行われてきた虐待の傷を修復するために女性が必要としていることです。

結論

紛争後のアフガニスタンの女性にとって重要な問題は安全確保です。安全確保の問題には次のような項目が含まれます：

- ・ 武装勢力からの保護；
- ・ 地元の警察による虐待からの保護；
- ・ 人身売買からの保護；
- ・ ドメスティックバイオレンスやその他のジェンダーに基づく暴力からの保護です。

それに加えて、女性の権利を推進するための地元でのアフガン女性のグループの活動が、彼女たちを安全確保のリスクに対して脆弱な立場においやり、彼女たちの活動範囲を制限しうることも述べておきたいと思います。



ジャミラ・アフガニ

ヌール教育センターディレクター

「無実の一人を殺したら、それは人類すべてを殺したことになる、無実の人の命を一人救えば、それは人類すべてを救ったことになる。」これは神の言葉です。

人類の文明が進むに連れて、戦場で正当化される兵士の殺人技術がますます容赦ないものとなり、突出し、長年にわたって素朴であると考えられた女性や子供を含む無実の人民の窮状に対する無関心が何世紀も放置されていることは残酷な逆説です。

このことは道徳観の低下を意味するのでしょうか？いいえ。今日でも、戦争は大儀よってはじまっているのです。実際、戦闘の特徴や戦争の結果は常にその時点で兵士が入手できる兵器によって大きく左右されています。大昔は石と棍棒だけが武器であり、後に刀や槍を手に入れます。中世の戦闘の単位は時間や分でしたが、今日では秒単位で、それゆえにより重い喪失を経験しています。ナポレオンの時代には3日間で殺された敵の数は48,000人でした。第一次世界大戦の終わりには、約500万人が死んでおり、ウィンストン・チャーチルは「残酷でありかつ華々しい戦争が、残酷でみすばらしいものになってしまった」と記録しています。第2次世界大戦は空襲により、はじめて何千人もの市民が命を落とした紛争で、1939年から1945年の間に1,300万人の市民が殺され、そのうちの67,200人は日本で亡くなっています。

現代の戦争

世界ではじめて、そしてこれが最後であることを願いますが、日本に原爆が投下され、戦争の視点から見た人間の命が大きな転換期を迎えました。この核戦争の時代においては、性のバランスが変化しています。家庭を守るものとしての男性のイメージは崩れ、その結果女性は社会の中で役割を再度見直すことになりました。現代兵器は大量破壊以外のいかなる原理も理解しないので、母親たちに大きな傷を与えました。戦後、そして冷戦後が世界に終わりのないゲリラ戦争をもたらしたのです。いまや超大国はお互いを侵略するための動員は行っておらず、私たちの悪夢となっているのはテロリストなのです。

戦争と同じく、テロリズムは決して今に始まったものではありませんが、それはますます醜いものになってきています。通信技術の革新のため、技術の持ち主は先進国の生活を、より快適で、エキサイティングで、楽しいものにしていくと同時に、世界を危険な住処にしてみました。

戦争の世紀

20世紀は「戦争の世紀」と言ってもよいでしょう。20世紀には2回の世界大戦と多くの内戦があり、核兵器や化学兵器の開発は多くの市民の命を奪い、その中でも最も大きな被害を受けたのは女性です。ハイテクの機械文明の時代にあっても、私たちはまだ戦争に直面しています。ジュネーブでの世界人権宣言の採択やハーグ条約は人類を戦争から救おうという試みですが、今も休むまもなく戦争が行われています。

第二次世界大戦後、国際社会は国連憲章を採択することで、暴力の使用を制限するイニチアチブを取りました。国連憲章では、人道主義的な法律や、さまざまなNGOやICRCの組織により戦争を事実上禁止しましたが、その結果は満足のものではなく、したがって1949年に国際社会の支援を得て改革が行われ、ジュネーブ条約やその他の国際条約により、戦争を制限し、戦争被害者の保護を行うことにしました。

この明らかな逆説の中に戦争を防止しようという決議と明らかに無類の武力紛争との間に引き裂かれた人類の苦悶が示されています。今日仲裁、紛争解決、平和構築、平和維持などの領域で前例のない努力が行われているにもかかわらず、いまだに普遍的平和は達成されていません。戦争はその倫理においても、影響においても残酷さの度合いを増しています。冷戦後これまでの区別やパターンはあいまいになり、人道的行為と軍事行動、人道的な事柄と外交、戦闘員と文民、ひいては戦争と平和の区別も困難になってきています。紛争の中にさらに小紛争が出現し、新しいプレイヤーが登場し、人道主義的行為の確立したパターンが不安定になっています。

幸いにして、人道主義社会はますます複雑かつ流動的な環境の中での活動を余儀なくされており、そのことによって多くのこれまで受け入れられていた権限に疑問が投げかけられ、同時に国家社会は紛争の状況下で行われる人道的行動に深い関心を持っているという幻想が打ちくじかれています。地球規模での責任という考えが芽生え、人道主義的な取り組みへの大きなシフトの道を作り、その他の多くの活動が平和のために実行される可能性を秘めています。今日のこの会議はこの美しい地球に平和をもたらす、女性や子どもを守るための私たち(女性)やその他の多くの社会的、非政治的組織の取り組みを示すものです。

女性の経験

戦争で荒廃したアフガニスタンという国からきたソーシャルワーカーとして、また女性や子どものために働いているアフガン女性として、私の経験をここでお話します。

アフガニスタンは世界の多くの地域同様、荒廃した国となり、女性は大きな戦争被害を受けています。女性は家、家族、愛するもの、希望、将来、そして子どもたちの将来をも失っています。このジレンマは、戦後の今日でも戦争の影の中で、被害者であるという多くの側面を引き起こしています。

ここで戦争中のアフガンの女性の話を二つに分けてお話します。戦争の中に残り、持っていたものをすべて失い、魂も心もひどく傷ついた女性と、難民キャンプでの避難生活を送り、大変な困難

な中生き残って、今ふるさどに戻ってきて、ホームレスとなり、将来の光も見えず、外国の難民キャンプより劣悪な自分の国の難民キャンプで暮らしている女性です。彼女たちはすべてを失った上に、精神も、生活の手段も失いました。

難民となった女性

難民生活の中で私たちが経験したこととその結果は今もあとを引きずっています。アフガンの国の歴史の中ではじめて、多くの女性が街中で手をあげ、売春をしています。これで終わりではなく、これら多くの女性は性的虐待の被害者であり続けたり、中には戦争で稼ぎ手を失い、家族を養うために望まぬ売春をよぎなくされたりといった長期にわたるジレンマの始まりなのです。政治的変化がおこり、女性の権利についての大々的なスローガンが掲げられた今日でも、わが国にはほかに雇用の機会のないまま売春をしている人が数多くいます。これは女性だけではなく、子どもにも当てはまるのです。

内戦の悪は歴史上の何世紀にも渡る光により解けるものではなく、永遠に暗く冷たいものとして残るでしょう。アフガンという国は妻や、姉妹、母親の名誉に極めて敏感な国であり、したがって大量の性的虐待や、大量の強姦は内戦の犠牲なのです。私たちは多くの姉妹を性的虐待後の大量殺人で失いました。ハザラハ人、タジク人、パシュトゥン人は互いに相手の姉妹や母親に同じ事をしました。今も娘を探している家族が多く、よしや見つかったとしても、不名誉のためにそのことは沈黙の中に押し込まれます。また、薬物の密売のために女性や子どもが使われており、彼ら自身も外国に売られていきました。この行為は派閥間の相互紛争によるものです。女性の中には畑で薬物を栽培し、それを販売したことで中毒になった人もいます。AIDS と HIV も性的虐待により発生したジレンマです。戦争中、そして今も難民キャンプの衛生状態は悪く、戦争が病院等の医療機関を破壊してしまいました。母性保健の状態が極めて悪いため女性の死亡者数は日増しに増えています。

教育を受ける権利の侵害

世界が目にしたように教育権は戦争中ひどく影響を受け、女性の識字率はそれ以上下がりようがありません。さまざまな努力はしていますが、この点においてはまだまだ遅れています。パキスタンや一部のヨーロッパ諸国での難民生活では女性の教育の可能性は少しありましたが、アフガニスタン国内ではまったくなく、今私たちは多くの難民が国に戻ってきたことによって、外国で難民生活を送った人は教育をうけ、国内に残った人は教育を受けなかったという格差が発生し、雇用機会においても英語やコンピューターの能力の違いから、前者にはあり、後者にはないという問題に直面しています。私は国際的 NGO が調査研究にお金を無駄に使うより、女性の教育と能力開発プログラムにもっと力を入れてくれればと切に願います。

安全確保ができないことも過去においてだけでなく、今も私たちを取り巻いている悪夢です。難民キャンプや、国内での安全性の欠如の厳しい経験から、今日観光産業が生まれていますが、果たして仕事のためにいったん外に出たら、戻って来られるという確証が持てないでいます。外国人はアフガン人を知りません。女性や子どもの障害者も彼らに対する施設や支援体制を持たないアフガニスタンの弱い肩には大きな負担です。私たちの社会では、できる仕事の量と、その健康状態、ならびに美しさで女性は結婚するので、教育を受けていなかったり、障害をもつ少女の将来は誰よりも暗いものとなっています。私の個人的な経験からも、アフガンでは女性障害者は、女性であることと、障害をもっていることの二つの障害を抱えることになります。わが国において地雷が引き起こした障害は忘れることができません。

今わが国には多くの寡婦や孤児がいます。それが人口の60%を占めています。これらの女性の多くは教育を受けておらず、仕事もない状態で、それに対して私たちが持っている資源は限られています。これは戦争、特に内戦が私たちにもたらした悲劇であり、汚点です。通常政治的に獲得したものは、悪行を保護するための盾としてすべてイスラムの名のもとで獲得されます。イスラムは“SLM”という語幹から派生しており、救済、平和、服従を意味し、神の恩恵が宇宙の動脈に流れ込むことを表しています。イスラムは普遍的な秩序であり、調和の総体としての宗教で、無類の制度であり、物質的生活と精神的生活の調和を可能にするものです。人間の世俗的な生活のすべての側面はイスラムの基盤の中に、それぞれがその機能を果たし、人が自分自身および地域社会とうまく折り合い、最終的に両方の世界で幸せを得られるような形で各々特定の場所を持っています。イスラムは神、すなわち宇宙の主、正義と思いやりの総体、によって啓示された真の宗教であり、世界のどこにおいても不正義を承認するものではありません。「無実の人を一人殺したら、それは人類すべてを殺したことになり、無実の人の命を一人救えば、それは人類すべてを救ったことになる。」これは聖なる預言者(PUBH)の言葉です。真の信者は神によって確立された限界を超えることはせず、戦争の限界は聖なる預言者とその弟子たちが示唆したと同じく限定的なものです。

ジハードは戦争と同義はなく、より幅広い暗示的意味を持ち、イスラム教徒が神の定めを実践する際のあらゆる規定を包含しています。聖なるコーランの言葉では、この点に関しての最初の命令は、「あなたに対して戦いを挑むものに対し、神が戦うような形で戦いなさい、しかし罪を犯してはいけません。神は罪を犯す者を愛しません。」(アル・バカラ1190)。

というわけでジハードは真の信仰が実践されない危機にいたり、侵略者がその信仰を実践することを止めさせたときに初めて始まるものなのです。戦争の場合、市民の住宅地でそれを行ってはならないという特定の規則があり、モハメッド(PBHU)の時代には、すべての戦争はマディナの外で行われていました。公共の建物や、公共の神殿は破壊してはならず、教会や寺院は安全な場所だと考えられています。捕虜に対して特定の規則を課せるのは誠実なイスラム教徒だけであり、ほかの人に読み書きを教えることで自由の身になれば、捕虜は奴隷とはみなされませんでした。

敵の死体を切り裂いたり、侮辱することは禁じられており、また女性や子どもを捕虜としたり、性的に虐待することも禁じられています。それは大罪であり、イスラムは人類の性質に従った穢れのない、明瞭な導きを有する普遍的宗教です。イスラムはすべての人類に普遍的な宗教なのですが、残念ながら大半の人々には、政治的に獲得したものに対する盾や保護としてイスラムの名を語るイスラム教の指導者たちの行為によって誤解されています。私たちの社会においては、宗教ではなく、習慣や文化が支配しています。したがって、イスラムの名を語っているのは政治的代償なのです。

まとめに

アフガン女性の経験を基に戦争はどのような名においても、大義名分においてもそのうちに終わりを迎えるでしょうが、その影響はずっと長く残るということを申し上げておきます。モスク寺院や教会、病院や学校や公会堂の破壊、家や住宅地域の破壊、人命が失われたら、反対派の兵士が命を落としたり、目に見えるもの見えないものの損失が起きれば、これは女性にとっての喪失であり、母親にとっての喪失であることを断言します。母親たちは大変な困難の中家族を育て、社会を立ち上げた保護者ですから、地域社会全体としての喪失は、母親たちの喪失です。被害者であり、戦争の重い傷を負うのは母親なのです。



エリザベス・ビオック

弁護士

はじめに

オーストラリアは抑圧的体制に終止符を打つことを目的とした戦争に軍事的に関与してきた誇らしい歴史を持っています。国民の休日からも第一次、第二次世界大戦においてオーストラリア軍が果たした役割に社会が敬意の念をもっていることが反映されています。1999年以來、オーストラリアはチモールレステ、アフガニスタン、ブーゲンビリア、イラクに民主的政府を確立するための軍事同盟に軍隊を派遣しています。

1999年の独立を求める国民投票中やその後の、東チモールにおけるインドネシアによる暴力に反対する行動を求める国民の声に対し、オーストラリア軍が、国連の下でチモールレステの秩序回復のための多国籍軍、INTERFETの一員として配備されました。1999年には約5,000人が派遣され、国境警備のためのローテーションとチモール防衛軍の訓練のためにさらに派遣を追加しています。

2001年10月17日オーストラリア政府は米国政府のテロリストに対する戦いへの参加要請に応じて、1550人の軍人と海軍をアフガニスタンに派遣することに合意しました。1 オーストラリア軍は今もアフガニスタンに残り、タリバン勢力の撲滅と地方の安全確保に取り組んでいます。

オーストラリア軍は2003年4月米国主導の対サダムフセイン連合軍の一員としてイラクに赴き、今もそこで活動を行っています。

海外でのオーストラリア軍の配備では女性も積極的任務についています。すべての軍人は紛争状況下で女性や子どもを支援する適切な手段についての教育を受けており、すべての部隊は緊急医療援助を行うための装備をしています。しかし、大半のオーストラリア人は戦後復興における女性の戦争被害者に対して人道的援助プログラムを通して支援しています。

AusAID 援助と女性

オーストラリアの援助機関である AusAID が行っているアジア太平洋地域の紛争後の再建復興プログラムは女性のニーズを反映しています。通常保健、教育、差別撤廃戦略を支援するために予算が組まれたプロジェクトが含まれています。例えばチモールレステでは、すべての地域保健従事者は乳児や妊婦に予防接種を行うためのキットを携帯しています。拷問、トラウマ支援サービスはインドネシアによる暴力²の被害者となった女性を支援するための訓練を受けたカウンセラ

一を配置しています。同様に、アフガニスタンでは、オーストラリアは西部の地方³における特定の精神保健プログラムでユニセフの支援を行ってきました。

しかしながら、これらのプログラムでは紛争がおさまった後、外国軍が駐留しているときに行われるので、女性の戦争被害者に対して即時の支援が行えないと私は考えています。また、この種の援助は資金源が限られており、それに対して膨大なニーズがあることを考えればその効果にも限界があります。同様にカウンセリングや HIV エイズ治療は、被害者の女性がサービスを受けにやってくるまでに長期にわたる教育やジェンダーの意識を高める訓練が必要です。

戦争で生き残った女性や子どもたちに対する即時的な先進国の支援は、戦闘地帯から逃れてきた亡命者に対して居住を認める国際保護の形で行われます。このような保護によって、女性や子どもたちが暴力的状況から逃れて再定住し、長期の安定を見つけ、自分たちの生活を立て直す機会を利用することができます。国内の状況が平和になれば、国に戻り、避難先の国での積極的教育プログラムを通じて獲得した技術を利用して国の復興再建に貢献することができるのです。

難民条約と戦争のサバイバー

国際的保護の成文化の機動力となったのは、ドイツならびにロシアでの戦争と制度的人権侵害によって引き起こされた、大量の民間人の国外脱出でした。国連組織の形成により、人権への取り組みが増大しました。⁴

国連憲章下での個人の基本的権利と国家の義務は世界人権宣言に明記され、これは「すべての民族、すべての国家が達成すべき一般的水準」となっています。⁵ 第 13 条(2)では、

「すべて人は自国、その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と規定しており、また第 14 条(1)では国際法の下での亡命者を認識しています：

「すべて人は迫害から逃れるために他国に非難することを求め、かつ非難する権利を有する。」

1 ジョン・ハワード首相の演説より、メルボルンでの記者会見、1 ページ <<http://www.pm.gov.au/news/interviews/2001/interview1390.htm>> (2/12/2003)

2 AusAID、ホットトピックス、東チモールにおけるオーストラリアの援助業績、30 April 2001, at 2. <<http://www.ausaid.gov.au/hottopics/easttimor/archive.cfm>> (4/12/2003)

3 AusAID、メディア発表、アフガニスタンにおける人道的支援ならびに復興のニーズに対するオーストラリアの支援 27 June 2003. <http://www.ausaid.gov.au/media/release.cfm?BC> (03/12/2003)

4 国連憲章はその前文において、「…戦争の惨害から将来の世界を救い、…基本的人権と、人間の尊厳と価値と、男女…の同権に関する信念を確認し…」という加盟国の決意を強調している。

5 世界人権宣言、宣言文

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は難民の国際的保護を行い、各国政府が「新しい社会の中で難民が同化できること」を可能にするための支援を目的として 1950 年に設立されました。⁶ 難民の地位に関する条約が 1954 年 4 月 22 日に発効し、難民を 1951 年 1 月以前に起きた出来事の結果、国籍国外にあり、「人種、宗教、国籍、もしくは特定の社会集団の構成員であるということ、または政治的意見を理由に迫害をうける恐れがあるという十分な恐怖を有する」者と定義しています。ヨーロッパ中心の考えではありますが、この条約は人権侵害や長期にわたる国外退去の被害者の再定住による国際保護体制を確立しました。

旧東欧諸国人に対するオーストラリアの開放政策

オーストラリアは最初の 25 年間この条約運用に積極的に参加し、以下のような再定住プログラムを実施しました。

1947-1954: 170,000 人東欧から追われる

1947 -1985: 14,000 人の白系ロシア人がソ連東部及び中国から追われる

1956 年の革命後 14,000 人のハンガリア人が国を追われ

1968 年のプラハの暴動後 6,000 人のチェコ人が国を追われる⁷

これらすべての人に対し、永住権が与えられ、大半は市民権を得、ビジネスや芸術の分野で重要な貢献をしています。

ヨーロッパ以外からの難民の受け入れ

国際難民法は 1967 年の難民の地位に関する議定書で範囲が拡大され、1951 年 1 月という項目及び地理的制限が撤廃された。

すべての人が国際的保護を求める権利が正式に記載され、条約の 5 つの根拠のひとつとして迫害を受ける恐れがあるという十分な恐怖を有することを普遍的に検証することとなりました。オーストラリアは即座に 1967 年の議定書に調印し、インドシナの紛争を反映してインドシナからの難民に焦点を移しています。

ベトナム、カンボジア、ラオスからの海上、陸上での大移動の時期、オーストラリアとインドネシアは積極的に総合的行動計画に参加した。マレーシアは難民の船を強制的に海に戻しましたが、

⁶ 国連難民高等弁務官事務所定款第 1 条

⁷ オーストラリア移民多文化問題省：難民と人道的問題、2001 年 10 月、11 ページ

その他のアジア各国の政府はより人間的なアプローチをとり、インドネシア、香港及びフィリピンに地域手続きセンターを設置することに合意しました。 UNHCR がインフラと難民手続きの責任を負い、オーストラリアは多くの難民の再定住を約束しました。 アジア各国は安全の確保と、決定と上訴のプロセスの監視にかかわっています。

1980 年代以降、オーストラリアの難民政策と法律は二つの流れへと発展していきました。

- 多くの場合 UNHCR の難民キャンプにいる通過国にいる難民に対して、オーストラリアでの再定住による便益があると判断された人に対する、国外での難民、人道的査証の発給
- オーストラリアに到着し、国内法、国際法で難民として受け入れられる人に対する国内での保護査証の発給

1980 年代、90 年代にはオーストラリア政府は継続的な人権侵害のために自国国家を逃げることを強制されたヨーロッパ以外の特定の民族や宗教の人がいることを認識しました。 香港の難民キャンプに残るベトナム人、タイ国境の難民キャンプにいるビルマ人、カンボジア人、スーダン人に対して特別査証の発給がなされました。

冷戦最後の数十年に、地域及び世界市場への動きの芽生えとともにこれらのグループがオーストラリアの戦略的、政治的、経済的目的を可能にしたと断定することもできます。

永続的、恒久的解決

難民は多くの場合戦争で破壊された状況から、UNHCR やその他の国際機関が難民のためのシェルターを設置し、最低限の支援を提供している近隣諸国(通過国)へ避難します。 往々にして女性の難民は暴行を受けやすい立場にあり、また適切な条件が整っていないため難民キャンプで暮らすことに積極的ではなく、したがって女性は近隣諸国の町に逃れ、労働や資産を売って家族の暮らしを支えようとします。

現在約 1200 万人の難民や亡命者がおり、その大半は女性や子供たちです。 そのうち約 600 万人は中東を含むアジアにいます。 もっとも数が集中しているのがイラン、パキスタン、サウジアラビアならびにイラクと国境を接している国々です。 UNHCR はアジア地域の難民の数は 2001 年から 2002 年の間に 30%増えたと指摘しており、これはおそらくはイラクとアフガニスタン⁸の多くの民間人の退去によるものと思われます。

⁸ UNHCR, 2002 人口統計(暫定)、表2難民人口と亡命国の変化 2002。

さらに 300 万人の難民がアフリカのケニアや大湖群周辺の国にいます。ケニアにいる難民や亡命者は一般的にはソマリアから逃げてきた人々で、今も部族間の暴力を恐れて国に戻ろうとはしません。中央アフリカ地域では、民族間の暴力抗争や軍閥により人々が国を追われており、特にコンゴ民主共和国がその中心です。

帰国のめどもないまま、いったん自国を離れた亡命者には二つの選択肢があります。

- 一時的に近隣諸国に住み、UNHCR に難民としての地位の決定を求め、第三国での再定住を申請します。⁹ この場合何年も待たなければならないので、女性は先進国に住む家族に金銭的支援を求めることが多くなります。
- 難民決定の制度を持つ国への移住を試み、住居の確保を求める場合もあります。戦争状況から脱出し、西側諸国に合法的に入国して亡命を求めることは女性にとっては極めて困難です。彼女たちはパスポートを所有していることはまれなので、正式に観光客や学生としての入国許可を申請することができません。したがって、通過国での生活に恐怖を感じている女性難民の多くは、亡命を求めることのできる国に到着できるよう「密航斡旋業者」に支援を求めます。

多くの亡命者は恒久的な生活の安全確保を必要とするため、通過国を離れる選択をします；多くの場合通過国では法的な居住権をもたないため、UNHCR は自国への返還の脅威から彼らを守ることができません。¹⁰ また戦争地帯から戦火が拡大したり、自国の軍隊が難民キャンプに入り込んで来たりする恐怖もあります。女性の亡命者は、子供や高齢の扶養家族のニーズを考え、また大量難民の状況下では性的暴行の恐怖におびえているので、仮の居住権ではなく、恒久的な居住権を必要としていると私は思います。

残念ながら、オーストラリア政府は国際人権法や難民条約の長期にわたる人道的目的からはずれ、現在迫害や戦争から逃れてきた人々に対し一時的難民扱いをしています。

1

安全避難査証

1999 年オーストラリア政府は緊急避難とオーストラリアでの一時的避難を提供するために安全避難査証を導入しました。3 月国際社会はコソボのアルバニア人に対するユーゴスラブ軍の野蛮な軍事行動にショックを受け、何千人もの民間人がアルバニアやマセドニアに避難しました。UNHCR からの援助要請を受け、安全避難査証制度が導入され、国を追われた 4000 人のコソボ人

⁹ 現在アジアでは、通過国難民人口はタイ(ビルマ人)、インド(アフガン人、チベット人)、パキスタン(アフガン人、カシミール人)、マレーシア(アセハン人、ビルマ人)、インドネシア(東チモール人)ならびにパプアニューギニア(西パプア人)にいる。

¹⁰この状況は今年マレーシアでのアセハン人亡命者に伴って発生した。

がオーストラリアにやって来て、軍のセンターで居住場所とケアが提供されました。¹¹ 家族に対しては医療援助を行い、子供たちは地元の学校に通学しました。

同様の査証は 1999 年 9 月の軍事暴力時の東チモール人に対しても導入されました。約 1500 人の東チモール人がディリからオーストラリアに避難し、居住センターに移されました。コソボ人の場合と同様、オーストラリア社会はこれらの難民に支援的で、多くの人がボランティアとして難民キャンプに支援に出かけました。しかし、滞在期間が短い¹²など、その査証は制限付で多くのコソボ人や東チモール人は繰り返し帰国の脅しを受けたため定期的にトラウマを負うこととなりました。査証保有者は難民キャンプにいる間だけ、医療と限られた支援を受けることができました。

安全避難査証保有者は s.91K の移民法により、移民、多文化、先住民問題(MIMIA)大臣の個人的介入なしではオーストラリアにおいてそれ以外の査証を申請することは認められていません。戦争のトラウマと避難後の安定を求めていたため、キャンプでの生活とオーストラリアでの滞在期間の不確かさは多くの女性にとっては困難でした。

2000 年初頭までに、帰国しても適切な施設がなかったにもかかわらず、大半のコソボ人と東チモール人は帰国を奨励されました。保健の専門家は急激な帰国が長期的トラウマ反応を引き起こすことを懸念していました。¹³

割り当て制度

1950 年代から 1980 年代までの難民に対する寛大な受け入れとは対照的に、オーストラリアは現在厳密な難民、人道的査証発給割り当てを行っています。2002 年から 2003 年には 12,000 の査証枠があり、その配分は以下のとおりです。

- ・難民の定義を満たし、再定住の必要性があると UNHCE が認めた難民 4000 人
- ・主要な人権侵害のために自国を離れ、オーストラリアの地域社会団体が支援することになっている 7,000 人
- ・オーストラリアに到着し、難民の地位の供与を求める人 1000 人¹⁴

¹¹ オーストラリア移民、多文化、先住民問題大臣、メディアセンター、「コソボ人に対しては一時的にオーストラリアで安全避難査証が与えられる」、1999 年 5 月

<http://www.minister.immi.gov.au/media-releases/ruddock-media99/r99067.htm>(8/12/2003)

¹² 当初査証の滞在許可期間は 6 ヶ月で、後に期間が切れる毎に 3 ヶ月の延長可能となった。

¹³ グレタ・マックマーホン、「外国人は国に返還された」、*The Australian*, 1999 年 11 月 8 日

<http://www.etan.org/et99c/November/7-13/8austr.htm> (8/12/2003)

¹⁴ オーストラリア移民データ表、オーストラリアの難民、人道的支援プログラム、2002 年 10 月 30 日
<http://www.immi.gov.au/facts/60refugee.htm>

対照的に非人道的移民査証の枠が 106,500 人あり、内家族査証は 40,600 人、技能移民が 63,000 人です。またビジネスのために移民する人の枠は 6,000 人以上あります。¹⁵ 難民と人道的査証の割り当ては、現在のオーストラリアの移民受け入れの約 10%しかありませんが、それでも国際的な研究や地域社会の経験では難民はもっとも献身的な長期移民です。

もうひとつジェンダーに基づく査証のクラスがあります。それは「リスクにある女性」査証で、これは「男性の家族の保護がなく、女性であるために被害者となったり、嫌がらせや深刻な虐待の危険にある」女性が対象となります。この査証を受ける女性は、親戚や地域の団体が彼女とその子供に対する支援をするといった、オーストラリアと何らかのつながりがなければなりません。¹⁶ この査証の枠は 300 しかありませんが、基準を達成するのが困難なため、この枠がいっぱい使われることはめったにありません。申請をしても、女性に 10 代の息子がいれば、十分な保護が得られると考えられるために却下される場合が多くなっています。

多くの国を追われた人々の抱える問題は、海外でオーストラリアの難民査証を申請することは教育、医療も、金銭的援助受けられないまま長い期間待たなければならないことです。この種の申請や健康状態の検査要件の手続きをするにはかなりの時間がかかり、しかも移民担当官からほとんどフィードバックがもらえません。世界全体で 51 ある、海外の移民査証部のうち、人道的査証の申請を処理しているのは 17 に過ぎません。例えばそれらの査証部で処理に平均かかる時間は下に示すとおりです：

バンコック	－2 年
コロンボ	－2 年
イスラマバード	－1 年
カイロ	－1 年
ナイロビ	－1 年

これらの遅れは、オーストラリアの難民割り当ての配分における優先構造の結果なのです。毎年オーストラリア政府はどの地域を難民地域として優先するかを決定します。1998 年から 2002 年までの間、オーストラリアで優先的な難民、人道的支援は、ヨーロッパの人に対するもので、旧ユーゴスラビアとソビエト連邦の紛争の被害者が対象でした。アフガニスタンとイラクからの大規模な難民の移動を受けて、今年初めて優先順位が中東と南アジアに移りました。

オーストラリア政府は海外での難民、人道的査証発給の政策や基準を変える必要があります。鍵は申請を処理し、申請者の面接を行う職員の配置を増やすことです。オーストラリアの移民担当官は、国を追われた家族や個人が難民条約の基準を満たしているかどうかの査定を、難民が集

¹⁵ オーストラリア移民データ表、オーストラリアの移民(非人道支援)プログラム、2002-03

<http://www.immi.gov.au/facts/20planning-a.htm>

¹⁶ 移民規則、規則 204.222 及び 204.224

中しているすべての国で職員が不足している UNHCR の先行決定に依存するのではなく、自らが行うべきです。通過国にいる亡命者で、難民として受け入れられた家族のいる人は、家族の団結の原則から早く処理することもできるでしょう。¹⁷

さらに、故国を逃げ出し、複雑な移民手続きの中で、自分の立場を主張できない女性が直面している特別な危険や不利を認識する必要があります。担当官に対してはジェンダー意識向上のトレーニングが必要であり、子供を連れてくる女性に対しては寝泊りする場所を提供する必要があります。

「列を飛び越える」

多くの難民申請は、UNHCR による手続きが進まないため、または申請者が通過国で「快適に」暮らしているように見えるために却下されています。女性は非識字であったり、オーストラリアの官僚制度を怖がっているために不利な立場におかれます。国を追われた人は 3-5 回申請して、それでも却下されていることがあります。彼らは観光または学生査証で入国したり、偽造パスポートを用いたり、インドネシアから船でやってきます。これらの方法はすべてお金と、代理人(密航斡旋業者)による渡航の手配を必要とします。

オーストラリア政府は査証が発給されるまで UNHCR の難民キャンプで待つ用意のある「いい難民」と、上陸してから迫害が怖いからといって保護を要求する「悪い亡命者」とを区別しています。移民大臣はこのようにして入国する人を「列をとばす人」と呼び、難民キャンプにいる難民の場所を「盗もうとしている」といっています。

密航斡旋業者に支払う資源のある人が常にオーストラリアに非合法に入国し、難民の地位を与えられ、その分もっとも好ましくない状況の下で惨めな生活を送っている人たちが難民としての地位を得られなくなります。¹⁸

彼らは密航斡旋業者に支払う資源のある裕福な経済難民で、有効な難民としての主張を持たないことが多いと見なされています。

移民申請の処理が遅いことの影響や、多くの女性が自国にも、通過国難民キャンプにも残ることにはリスクを感じている理由については公の議論はなされていません。国を追われた女性たちはよく

¹⁷ 難民としての地位を決定する手順と基準に関する UNHCR ハンドブック、家族の長が難民であることが証明されれば、その人の扶養家族も難民としての地位を与えられるという、認定の根拠がある。(43 ページ)

¹⁸ フィリップ・ルッドック、移民、多文化、先住民問題大臣：世界難民デーの演説より、2000 年 6 月 20 日。

性的暴行や拷問の真の恐怖があるので、家族が残っているすべての資産を売ってくれたのだと説明しています。政府のステレオタイプ的な見方に対抗するためには一般市民に対する教育が必要で、なぜ人々が保護を求めて身の危険を冒してまでオーストラリアにやってくるのかを説明しなければなりません。

一時的保護

難民条約は難民の地位は恒久的なものであるとは規定していませんが、しかし大半の亡命受入国は難民に対し、何らかの恒久的居住権を与え、市民権が容易に得られるようにしています。1999年に、オーストラリア政府は戦争や訴追から逃れてきた人に対する保護を一時的なものにしました。安全避難査証保有者の居住も限られているので、「不法」入国して、難民と認められても、3年間有効の一時保護査証(TPV)しか与えられません。すなわち、船でやってきたり、偽造パスポートで入国した女性は3年間しかオーストラリアに滞在することができず、その後は再査定を受けなければなりません。現在この種の査証保有者が8000人おり、その大半はアフガニスタン、イラクならびにイランからやってきた人々で、2002年から2004年の間に再査定が行われることになります。TPV保有者の中には拘留センターで生まれた子供たちも含まれています。

TPV制度は、これらの難民にはオーストラリア国民やオーストラリアへの移民が享受できる多くの権利を受ける資格がないため、構造的差別を作り出しています。例えばかれらは無料の英語の授業を受けることができず、雇用を得ようとしても政府からの支援を受けることができません。たとえ技術のある、有資格の専門職であっても、たいていは臨時の技術のいらぬ職につくにとどまります。彼らは政府からは限られた金銭的援助しか受けられず、慈善団体の援助に依存するようになります。3年後の見直しの際にも、調整の取れた法的支援のプログラムはありません。実際、移民局はその申請を却下する適切な理由が見つかるまで、申請手続き処理を遅らせることもあります。2003年に多くの査証が切れているにもかかわらず、今日までイラク難民で再評価が行われたケースはありません。

TPV制度のもっとも残酷な側面は、TPV保有者は家族と一緒に成れないことにあります。亡命者の中には、オーストラリアに逃げてきた時点で、年長の子供たちを親戚に預けて残してきた人や、国を離れた時点で、夫が投獄されていた人がいます。彼女たちはオーストラリアに家族を呼び寄せることもできず、通過国で子供に合うためにオーストラリアを一時出国することもできません。その結果、家族が再び一緒になれるという希望のないまま3年、4年と離れ離れになっています。オーストラリアでの滞在が一時的であることが、難民にトラウマや精神疾患を引き起こしています。迫害、恐怖の旅、そしてオーストラリアでの拘留の後も、彼らは暴力的状況の続いている自国に戻

ることを心配する不安定な状態に置かれます。 心理的喪失が組み合わさって、慢性的なうつ状態になり…多くの人は、人間以下の存在や動物に成り下がった¹⁹と自分自身のことを述べています。

結論

亡命者に対する一時的保護の傾向はオーストラリア政府が戦争や内戦の状況から逃げ出してきた女性たちが直面する感情的、身体的苦悩に対して共感を持っていないことを示しています。 暴力の状況下では、特に女性たちがリスクにさらされているので、まず安全を確保し、その後身体的、精神的回復が必要ですが、彼女たちが自分の再定住が一時的なものと感じている限り、よい効果は達成できません。

19 パール・フェルナンデス 「トラウマは魂を打つ:ニューサウスウェールズ州の利用者における一時保護査証の影響を探り、理解する試み」*Mosts Pluriels*, No.21,2002年2月、10ページ

ジャシタ C. ダ・コスタ

上訴裁判所 判事

背景

チモールレステすなわち東チモールは 2002 年 5 月 20 日に独立したばかりの新しい主権国家です。450 年にわたるポルトガルの植民地、第二次世界大戦中の日本の占領、そして 1975 年から 1999 年までのインドネシアの侵略の後、独立しました。1999 年 10 月 25 日から 2002 年 5 月 20 日まではチモールレステは国連の暫定行政下におかれ、主権国家になる準備を行いました。

チモールレステは人口の大半が農業に従事し、76%の国民が山岳地帯(村や田舎)に住んでいる国です。新しい国家として、今国の開発に取り組んでいます。この開発のプロセスの中で、チモールは女性の直面する問題を含む数多くの困難に遭遇しています。たとえば、女性は社会の中でまだ従属的立場におかれています。女性の政治への参加はまだ小さく、その政治的、社会的地位も低いのが現状です。女性にとって妊娠中や出産後の保健サービスや医療援助といった基本的サービスへのアクセスも極めて困難な状況にあります。それ以外にも、例えば、ドメスティック・バイオレンスの被害者となることが多いなどの問題に直面しています。

法律は女性の権利を保護しています。しかし、現実には法律の実施そのものが極めて困難です。現行の法律はまだすべて徹底して施行されておらず、またそれを施行するための適切な手段も持っていません。したがって、チモールの女性は今も困難な中で生活しており、さまざまな差別や人権に対する不正義に直面しています。特に日本やインドネシア占領下で直接的、間接的に被害者となった女性たちの権利が侵害されています。

日本による占領については、2000 年に東京で国際女性法廷が開かれ、判決が下されましたが、今日まで被害者の苦しみになんらの変化も現れていません。生存している女性たちの権利を保護するための行動は関係国政府によって取られておらず、今もって生存者たちの人生を奨励し、将来そのような態度がとられることを防止するための、真の認識はなされていません。

また、インドネシアの侵略も、多くの被害者を生み出しましたが、その当時、息子や夫、父親を失い、中には虐待され人間としての尊厳を失った人々の苦しみや犠牲に対しても今日まで何の正義もなされていません。司法制度が設置されましたが、犯罪を犯した加害者をチモールレステの裁判所でチモールレステの法で裁く可能性は確保されていません。このことは適切な正義を達成するためには、まだまだ多くの障害(内部の妨害、外部からの妨害)が存在していることによります。これらの困難に加えて、いわゆる文化制度というもうひとつの障害が存在します。

これらすべてが悪循環を形成し、女性たちは日常生活の中でこれらすべての問題に直面し、そこから逃れられない状況にあります。女性がこれらの状況から解放されるまでは、女性も男性もそれを目指して真剣に取り組んでいかなければなりません。これは国内問題であると同時に国際問題であり、従ってすべてのアジアを含む諸国がこれらの問題をなくすために貢献する義務を有しています。これは人々の生活に対する障害です。世界全体の平和と民主主義構築に貢献できる国で、平和と民主主義を確立したいと願っている国民にとっての障害です。

I. 文化的要因

私たち皆が知っているように、チモールレステでは女家長制度と男家長制度があります。しかし、98%が男家長制度をとっており、これはチモールでは新しいことではありません。男家長制度は深く社会に根ざしており、女性に対する強い差別につながっています。例えば、チモールの文化では、子どもが生まれると、まず性別をチェックします。もしその子が男なら、家長(家督相続者)と呼び、女の子ならお客さんと呼びます。この呼び方自体が父の家系(神聖なる家)を引き継ぐものであることを示しており、すでに新生児に対して男家長制度のもとでの差別が存在します。娘はやがて男と結婚して、家を離れ夫とともに住むという仮定のもとにお客と呼ばれ、別の聖なる家または別の一族(夫の一族)に引き取られることを意味します。

この概念がすでに女性に対する家庭内での差別を生み出しています。なぜなら、この概念に基づけば、家庭でも両親が娘と息子に対して差別的扱いをすることが明白だからです。しばしば家庭内に娘と息子がいれば、教育や家事の配分などあらゆる面で息子第一となります。そして娘は家事をすることを義務付けられ、一方息子は遊んだり、外にでたり、その他いろいろな活動をするのが許されます。また財産／富を配分する時期がくれば、相続の権利があるのは息子で、娘は祖父母の財産を相続する権利がないのと同様に両親からも何も相続できません。これは、土地やその他すべての財産に対する権利です。この例からも、チモールの人にとってこのことは決して今に始まったことではないことがわかります。娘が結婚すれば、夫の下で夫と暮らし、夫が亡くなれば一人暮らしをし、夫の財産に対しては権利はあるが、多くは得られないということがしばしばみられます。もう少し詳しく調べていくと、最終的には女性は自分の物を何も手にできないことがわかります。

II. 教育要因

男の子は学校に通い、可能な限りまで高等教育を受けることができますが、他方、女の子は自分の名前が書けるようになることだけのために学校に通います。これは事実であり、チモールでは読み

書きのできない最大のグループが女性だと聞いても、驚きはしません。またその結果、開発について話すとき、それについてほとんど知らない女性が多いことも驚くことではありません。しかも外の社会で伍していく十分な能力を持っていないため、大半の女性は家事に専念しています。能力のある女性もいますが、大半の場合、夫は家長として、男だけが仕事を探しに出かけるもので、女は主婦として、家事と育児だけをしていればよいと主張し、妻に機会を与えません。したがって、多くの女性が今も男性に依存しているのは事実で、女性は、夫や、兄弟やおじに依存していることを検証することができます。この場合、たいてい女性は経済的に自立できません。これらの事実は他の形態の女性差別の原因となり、彼女たちは夫や、ボーイフレンド¹、兄弟、叔父などからのドメスティック・バイオレンスに直面しています。ドメスティック・バイオレンスの大半で、妻に暴力を振るうのは夫であり、時には男性が妻を殺してしまうことさえあります。多くの場合、被害者である女性は金銭的問題や、文化、宗教のために訴えることができません。

これらのことすべてのゆえに、私たちは女性の開発の鍵として、教育と知識をつけ、その生活を変え、自分のために役立つ能力をもつ機会を提供する方法や手段について、真剣に考えています。これは家庭環境の中で女性差別を止め、社会や国家における女性の家庭生活を変える方法です。しかし、私たちが知っている国民のきわめて保守的なメンタリティを変えるには、草の根から都会まで、人権や男と女のジェンダー意識についてすべての国民に教育が提供されなければなりません。これが当たり前のこととして女性差別を行うことを信じているメンタリティを少なくしたり、なくしたりするための方法です。

私たちはこの種の差別はアジアの他の国にも、ひいては世界中にも存在すると考えますが、チモールレステでは、差別のレベルがごく最近までとても高いことに気づきます。

III. 植民地政策と占領政策の影響ならびに正義のプロセス

一般的な形で、チモールレステの植民地化とそれがチモール国民一般、特にチモールの女性に与えた影響をお話します。

ポルトガルの植民地時代

開発に対して女性の関与はまったくありませんでした。事実によれば、ポルトガル時代、学校に行けたのは一部の人だけで、その大半はリウライ(伝統的な族長)の子どもである、息子たちでした。学校にいった女子はごくわずかで、しかも小学校までです。女性たちの知識レベルが低い理由はここにあり、女性たちは、周辺に追いやられ、差別され、従属させられていました。私たちはよく次のことを口にします。

「チモール文化がポルトガルの文化と混ざり合い、そのことが女性に対する差別を強くした。」

その後の 1942-1945 の第二次大戦中

チモールを日本が占領していた間、多くの、主として女性が被害者となりました。これは 2000 年に東京で開かれた日本軍の性の奴隷に関する女性の国際戦争犯罪法廷(法律家、女性組織—NGO—と証人)における宣言的判決に参加したチモール女性により証明されています。彼女らはこの件に関する判決のために 2000 年にハーグで開かれた集会にも参加しました。この最終判決で、裁判官は裕仁天皇に有罪を言い渡し、人類に対する犯罪としての性の侵害と性の奴隷の責任は彼にあると述べています。この判決の内容は以下のとおりです：

日本政府は当時行われたすべての行為に対し責任がある。

- 日本政府は行われたすべての非道を認め、被害者に謝罪しなければならない。
- 被害者は高齢化しているので、日本政府は直ちに被害者に保障を行い、すでに亡くなっている被害者については、その家族に対して保障をすること。
- このプロセスを前進させ、被害者の高齢化を考慮して日本政府に対してできるだけ速やかに決定するよう求めるため、裁判官団はこの判決を国連安全保障理事会に送る。

この法廷の判決は被害者が正義を獲得するひとつの方法だと思います。しかし、この法廷のモデルでも世界の他の法廷とは違っています。私たちの国の法廷、司法制度もしかりです。法律家として、この法廷の判決は拘束力はないけれど、道徳的には将来この種の人権侵害や女性に対する差別を予防する上で、建設的かつ肯定的なものだと思います。世界の女性に対する差別や人権侵害をしないという、若い世代に対する教訓としてこれは重要です。この事実からもわかるように、人権を保護し、女性の権利を保護し、間違った態度を認識することにより、被害者にとっての勇気につなげることが重要です。しかし、実際は被害者に対して、法廷の判決後も何も行われていないのが実情です。

1975 - 1999 のインドネシアによる占領時代

国の解放時には、チモールの女性たちが直面しなければならなかったさまざまな障害のほかに、女性たちは戦闘員となり、兵士となり、地下活動家となって大きな貢献をし、その結果、多くの女性が被害者となりました。彼女たちの多くは今も、息子や、夫、父親、兄弟を失ったことで苦しんで折り、また虐待されてきました。不幸にして、まだ彼女たちの苦しい体験に対して誰も手を差し伸べていません。チモールレステは国民投票以前も、後においても、インドネシア人によって完全に破壊され、国民投票の結果が 1999 年 9 月 4 日に発表されたときには法律も、秩序もありませんでした。残されたすべてのものが焼き払われチモールは灰と化しました。チモールのすべての国民

は、女性も男性も、老いも若きも皆被害者となりました。そのため、国際社会は今後何年にも渡って、この国における人権侵害から国民を守るための支援をしていかなければならないのです。

チモールレステは正義を求めています。被害者となったチモール人の女性、男性のためにチモールに正義を達成するプロセスが再び始まっています。1999年10月25日にチモールレステ国連暫定行政機構(UNTAET)がチモールレステの行政に着手し、ゼロから法制度を確立することを含む法と秩序の確立をはじめました。2000年には、UNTAETは11/2000規則を伴う法律を作り、チモールレステに裁判所組織が生まれました。また15/2000の規則では裁判所の裁判権と国内、国際職員からなるその構成を定め、1999年1月から1999年10月25日までの間に発生した事件やチモールで発生した人道に対するその他の犯罪についての判決を可能にしました。このプロセスはCRDLの163条に基づいて今も続けられています。この裁判所は15/2000規則に規定されているように、女性の権利侵害の事件を含むチモールでの人権侵害について判決を下す能力を持っています。

この裁判所のほかに、真実と和解受理委員会(CAVR)があり、ここではチモールレステにおいて1974年から1999年までに発生した事件についての真実を明らかにし、和解のプロセスを支援する能力を有しています(RDRTL憲法162条、UNTAET規則第10/2001)。

それでも、インドネシアの行動の被害者、日本およびポルトガルの行動の被害者など、同じような状況の中にある多くのチモール女性がいますが、彼女たちは今その苦しみに対する正義を求める戦いをはじめようとしており、将来同じような暴力を回避するにはどうすればよいかを考え始めています。

IV. UNTAETの移行期間ならびにその後のチモール女性の立場

移行期において、UNTAETはチモールレステのさまざまな開発プログラムにチモール女性を関与させる政策を取り、政治などいくつかの領域においてはチモール女性の能力開発のための努力が行われました。その努力の結果は良好で、議員の27%を女性が占め、その他の公共機関、政府、司法制度においても女性が参加しています。

組織構造やプログラムのあらゆる領域でジェンダーメインストリーミングを行うというのが国連の使命であり、チモールレステの開発と再建のプロセスのすべての領域で女性の関与を保障しています。このプロセスの成功例として、チモール社会においてチモール女性が地位を獲得できるよう大きな努力がなされました。したがって、このことがチモールレステにおける女性差別の撤廃に貢献しています。

RDRTL憲法の男女平等の条項(CRDTL第17条)を確実に取り入れることで、このプロセスはチ

モールレステ政府によって引き継がれるでしょう。またチモールレステ政府内に、男女平等推進担当顧問が置かれ、首相とともに取り組みを行うことになっており、ここがジェンダー問題担当の別の内閣の中で機能し、政府内でのモニタリングを行い、あらゆる領域においてチモールレステの開発プロセスに女性がかかわることを保障します。東チモールはまだ供与国に依存しているので、チモールレステのあらゆる面での開発に東チモールの女性がかかわることを保障する上で供与国は重要な役割を果たすことができると期待しています。

チモールレステでは女性の見地は憲法により保護されており、従ってこれらの権利を適切に保護し、将来の差別を回避し、文化に基づく暴力を含む女性への暴力を減らしていくための法律や規則を確立していく努力が必要です。

東チモール法曹家協会会員作成

ジャシント C.ダ・コスタ

上訴裁判所判事

マリア・ナターシア・グスマオ

デリ地方裁判所重罪犯罪法廷判事

チモール女性の関与のプロセス

インドネシアの侵略以来、チモールの女性は自由の兵士として国民解放プロセスに関与し、被害者となった。その多くは、子ども、夫、親、兄弟を失い、自分自身も虐待を受けたことにより今日まで苦しんでいる。今日まで、誰も彼女たちの苦しみに注意を向けなかった。例を挙げる。2003年のある月に、私はCAVR(真実、和解受理委員会)の公聴会の手伝いをした。そこに戦闘員(自由の戦士)であった夫がいかにか殺されたかについての経験を話す一人の女性がいた。この女性は子どもに食べさせる余裕もなく、苦しみながら7人の子どもを育てなければならなかった。彼女が生存していくために子どもに与えられたのはタピオカの葉とタロイモの葉だけであった。父親が死んだので、母親はすべてを犠牲にして子どもを育て、子どもたちは今は成人となっている。

同じような状況のチモール女性はいまだに数多くおり、インドネシアの行動、日本やポルトガルの犠牲者となっているが、やっと自分たちの苦しみに対する正義の戦いをはじめようとしており、将来この種の暴力を回避する方法を考え始めている。

参考文献

1. チモールレステ民主共和国憲法
2. 東チモールの裁判所組織に関する規則.11/2000(規則 25/2001により改定)
3. 重大犯罪行為に対する独占的司法権を有するパネルの設立に関する規則 15/2000
4. 東チモールにおける真実と和解受理委員会の設立に関する規則 10/2001
5. チモールレステの開発に関する2002年度政府報告書

ラナ・リナバン

GABRIELA事務局次長

アジア女性基金にはフィリピンにおいて過去20年間先頭に立って女性のための戦いをしてきた女性団体の連合であるGABRIELAをお招きいただきましたことに感謝申し上げます。この会議が特に戦時や武力紛争の中での女性の窮状を広く伝え、具体的にその窮状に対応していくための多くの努力のひとつであることを希望してやみません。

スーザン・アリンゴ

まず、数年前にスーザン・ハラバカー・アリンゴに起きた出来事をお話しましょう。

スーザンは当時38才でした。彼女は寡婦で、5人の娘たちに一日三食の食事を与え、学校に通わせるために苦勞していました。スーザンは同時に地域社会のリーダーでもありました。町のGABRIELA女性党の活動的な会員であり、その都市のコーディネーターも務めていました。

12月7日の朝、農場に向かう途中、フィリピン陸軍の部隊の行く手を横切ってしまいました。陸軍は彼女をフィリピン共産主義武装組織である新人民軍の一員であると非難し、背後から4発撃ちました。その事件から2時間後に2人の娘が陸軍に取り囲まれている母を見つけたとき、彼女はまだ息の根があり、大出血をしていました。娘たちは兵士たちにすぐに母親を病院に連れて行ってほしいと懇願しましたが、彼らはそれを拒否しました。最後に兵士が彼女を病院に連れて行くまでにさらに1時間がかかりました。スーザン・アリンゴはこのようにして命をおとしました。

スーザン・アリンゴと彼女の娘たちの話は武力紛争地帯における戦時の女性たちの状況を例示しています。これはアロヨ政権下でのフィリピンの地方における軍事作戦の強化と米国軍の存在のならびに米国の内政干渉の増大に伴い多くの女性たちに共通する事態のひとつです。

わが国においてはフィリピン女性が直接武力紛争の被害者となっており、家族や、子供たち、地域社会への武力紛争の直接、間接的影響の矛先を最も重く耐えなければならないという痛ましい経験でもあります。

私たちは「慰安婦」たちの長年に渡る苦勞についても熟知しています。第二次世界大戦中、軍に対する性の奴隷としての身の毛のよだつような体験の証言は日本政府を戦争犯罪で起訴するに足りうる証拠です。さらに元「慰安婦」たちの正義の戦いは女性を戦利品とみなした戦時中の複数の国家政府の政策に関して、否定することのできない証拠を提出し続けています。

残念ながら、しかもさらに悪いことには、人々を服従させるための武器として強姦や女性への虐待を用いるという残忍で野蛮な慣行は今も続いています。この10年を例にとっても、インドネシアで、クウェートで、アフガニスタンで同じことが行われています。フィリピンでは南部のミンダナオ島での総力戦の只中でのモロ族の女性にたいする強姦や、軍事配備されたミンドロ島での女性や少女に対する虐待の形で現れています。同じようにネグロスオリエンタル州ではGABRIELAは武装勢力の部隊や、準軍事部隊員による5人の女性の強姦事件を記録にとどめ、取り上げています。告訴されているにもかかわらず、犯罪者たちは今も軍隊に残っています。

スーザン・アリンゴ、人権の指導者であったエデン・マルセラーナやベンジャリン・ヘルナンデス、GABRIELAの会員であり地域の指導者であったマヌエラ・アルバリーロやミラグロス・ベルガの死を始めとして、これらの暴力や虐待の事例は戦争や武力紛争が如何に女性を寡婦にし、子どもたちを孤児にするかを明瞭に示しています。

女性や子どもの被害

しかし戦争や武力紛争における女性や子どもの被害はここにとどまらないのです。

アロヨ政権がミンダナオ島での宣戦布告をして以来、少なくとも40万人の人が家を追われています。地域での軍事攻撃や爆撃の継続により家族は家や生計を捨てざるを余儀なくされました。避難所に詰め込まれた人の多くは女性や子どもであり、その中には今も心的外傷やストレス障害に苦しんでいる人もおり、また多くは避難所のひどい状況によって飢えや一般的な疾患で死んでいます。

政府や民間団体からの援助や寄付は一時的な救済にはなりますが、政府はミンダナオ島のモロイスラム解放戦線による武力抗争に対しては軍事力で対抗するという姿勢を変えていません。このようにして、まだまだ自分の畑や家に戻れない人が多く、しかもその畑や家は戦争ですべて破壊されているのです。

アロヨ政権は米国政府のテロに対する戦いとイラク侵攻を強く支持しているため、フィリピンには軍事演習や、静養と休暇のために米軍が押し寄せています。このことについては米国政府もフィリピン政府も否定し続けています。しかし、事実は否定できません。

フィリピンに米軍が到着したことで肉体の売買がにわかに活気づいています。米軍とフィリピン軍の合同演習地であるミンダナオ島の主要都市では売春婦の数が262%増えています。ザンボアンガ、カガヤン・デ・オロならびにジェネラル・サントス市の売春婦の数は、登録、未登録を含めて1995年の1657人から、今では子供や未成年を除いても6000人を越えるまでになっています。ダバオ市だけでも6000人を越える売春婦がいます。

ミンダナオ島の戦争の引き金となった貧困は、女性や子どもたちに強制的に肉体を売らせ、その多くのが性の密売人の餌食となっています。戦争や武力紛争の最中には女性や子どもの安全、安

心、福利、生活が明らかに攻撃されているにもかかわらず、フィリピン政府はそれをさらに悪化させることしかやっていない点が最も不幸なことです。I

2003年、人身売買禁止法が通過したことは、戦時における女性や子どもに対する最悪の暴力形態への取り組みに一抹の希望の光を与えてくれました。しかし、性の密売や売春を悪化させる温床となる状況がこれに影を投げかけています。女性や子どもの密売をしているシンジケートを黙認している政府職員の腐敗した慣行に終止符を打つことに対しては、なんら真剣な取り組みがなされていません。それが密売の主要な経路となり、同時に経済が急速に減速する原因であるにもかかわらず、移民政策、労働政策は旧来のままで、そのことによって女性や子どもたちを性の人身売買に対してより脆弱な立場へと追いやっています。

予算配分

過去において地域社会の復興に向けられた資金は今や戦争資金として配分されています。アロヨ政権の予算政策の中で、軍隊の近代化は負債返済とともに高い優先順位が与えられています。一方、福祉、医療、教育予算は必要なレベルを下回っています。

提案されている2004年の予算は8650億ペソですが、大統領府は来年度、フィリピン国軍 (AFP) に49.2億ペソの配分を求めており、現在の予算より約2億ペソ多くなっています。予算配分の第一位は国防省の452億ペソで、ついで内務自治省の439億ペソです。そのうち、352億ペソはフィリピン国家警察 (PNP) の予算です。最近議会ではフィリピン国軍 (AFP) の職員や軍人の給料調整のための特別予算として35億ペソ確保することを承認しました。

一方医療予算は97.5億ペソで、現在の予算を1億5400万ペソ下回っています。国連開発計画の医療支出の基準は国のGNPの5%ですが、フィリピンの場合は医療サービスにはGNPの0.4%しか当てていません。8300万人の人口に対して、人口一人当たりの年間の政府支出は一日32セントに過ぎないのです。

一方教育省の予算は1075億ペソで、国家予算の12.43%を占めています。大統領府は国立大学の予算を3019万ペソ削減することを提案しており、それによって68万人の学生が影響を受けます。教育費に関する国連の基準はGDPの6%ですが、フィリピンは2.2%しか教育に配分していません。

武力紛争の拡大

他方国民民主戦線との和平交渉が破綻したことにより国内の武力紛争は拡大を続けています。モロイスラム解放戦線との交渉も再開していません。政府がこれまでの合意や条約を確固として認めないこと、ならびにその対立の根源に対して具体的に対応できないことはさらに事態を悪化させています。

女性や子どもたちの苦しみが続いていることは、フィリピンの女性や子どもたちの窮状を悪化させている中でのアロヨ政権の過失を拡大しているだけです。

提言

- 1) 戦争や武力紛争に直面して女性や子どもたちが苦しんでいる暴力に終止符を打つためには、経済、政治、文化の面で誠実かつ徹底的な改革の実施が必要です。それは政府の官僚、機関、組織の手によって行われるものではありません。私たちの手で行うものです。
- 2) 犠牲者に対する正義を求めての運動、復権、彼らの個人や地域生活の再建は一部の女性たちだけで勝ち取れるものではありません。これは私たちすべて、さらにより幅広い女性、男性、子どもたちが休むことなく取り組みをしなければならない戦いです。



ニマルカ・フェルナンド

弁護士

平和と民主主義のための女性連合代表

今日の紛争を見ますと、85%の被害者は市民であり、その大半は女性です。これはまぎれもない事実で、私の国、スリランカでも同じです。例えば、強制的に移民させられた人を見ますと、難民のほとんどは国内避難民であり、しかも女性が中心です。女性は非常に安定性のない生活を強いられています。そして、さまざま暴力の影響を受ける、非常に脆弱な立場にあります。殺されたり、傷つけられたり、拷問されたり、そして、刑務所に入れられたり、家族から切り離され、時には国外に逃亡しなければなりません。現在、女性たちは、ますます暴力の標的となってきています。これまでの伝統的なそのジェンダーの関係から、戦争の戦略の中に巻き込まれているのです。自由のために戦っている人たちすらも、その伝統的な父系主義的な戦争の戦略を続けるために女性を使っているところがあります。性的な被害もあります。また、強制的に売春を強いられることもあります。そういった形で、軍の戦術として女性たちが使われています。こうした紛争の中、女性の経済状況も非常に悪くなっています。それでも、男たちがいなくなった中で、女性たちは家族の稼ぎ手とならなければならず、また、住み慣れた土地を追われる人たちもいます。非常に不安定な社会の中で生活をしていかなければいけない、その中で家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)の被害者となるリスクも高まっています。

戦時や紛争時において、平和の話し合いの中に女性も参加しなければなりません。女性たちは、単に戦争の被害者として扱われるだけでは十分ではありません。スリランカでも、またほかの国でも、女性たちが平和を求めて戦いながら、平和を構築し、平和を作り上げている例は枚挙にいとまがありません。したがって、ただ一次元的なイメージを持つだけではなく、私たち、女性は複数の役割を果たしています。また、紛争や紛争後の状況の中で、実際に戦争のない世界を作るために参加しなければなりません。そのためには、わたしたちがその地域社会においてどのような役割が果たせるのかも見ていかなければなりません。

武力紛争下における女性

性的な暴力の対象になるリスクは高いことは言うまでもありません。前例のない形で、性的な暴力、特にレイプが横行しているという状況があります。これには常に注意を向ける必要があります。性的

暴力はもちろん裁判の対象となるわけですが、戦争の中で、犯罪者たちはその戦争を言い訳として女性に対する性的暴行を加えています。加害者告発、キャンペーンなどいろいろ努力を重ねてきました。しかしながら、そういった形でレイプが存在していることを否定することはできません。さらに、今日、前例のない形で、戦争の中にレイプが取り込まれています。ルワンダ、チェチュニア、東チモールでも同じことが起きています。

また、女性は戦争のないときもそうですが他の性的な搾取の対象にもなっています。1992年、日本政府は、女性たちに対して、従軍「慰安婦」として働くことを強制したと認めています。国連では、米国の軍隊によっても同じことが行われていると明らかにしました。このような行為によって女性たちは心理的、そして身体的な苦しみを持つだけではありません。社会的にも大きな被害を受けます。近親の家族からも、また社会からも、特に家父長制の強い社会においては、レイプの被害者に対しては非常に大きな差別が生まれることがあります。

また、戦時における経済状態も、男と女に与える影響は違います。男がいなければ、女は家族を養っていかなくてはなりません。身体的に非常に安全でない状況の中でも、やはり稼いでいかなくてはなりません。

土地を所有する権利の問題もあります。たくさんの寡婦たち、夫を失った人たちがいます。ところが、もう土地は奪われてしまい、土地に戻ることはできません。所有権が男性に限られているために、自分たちが住んでいた土地に戻れない女性たちがたくさんいます。

平和とは

フェミニストは、もっと全人的に女性の平和に対する闘いを理解しようと考えました。そして、平和そのものを女性は非常に深く理解しています。先ほどもお話したように、軍事紛争をやめることイコール平和ではないのです。暴力の、そして不正義の被害は、戦時だけではありません。戦時の前にも、戦後にも起きているわけです。そして、それが不平等を生み、不正義を生んでいます。全人的に見ることが必要です。

女性たちが、ナイロビで開催された国連の会議の中で発言しています。「平和とは、単に戦争がないことだけではない。暴力や敵意がないことだけではない。経済、そして社会的正義を享受できることが平和である。また、平等、そして人権を享受できること、基本的自由を確保できること、それが平和である」と。平和を作ることは全人的な社会を作ることです。そして、そのための新しい開発、新しい社会環境を生み出していかなければなりません。

往々にして、女性は草の根で平和のための運動をしています。その動きは国のレベル、国際的なレベルでは目に見えないかもしれません。しかし、こういったフォーラムを通じて、初めて、わたしたちはわたしたちの活動を目に見える形で伝えることができますし、わたしたちの声を伝えることがで

きます。私たちは戦争に反対し、平和のために戦っています。

貧困という暴力

しかしながら、もう一つの暴力があります。貧困という暴力です。わたしたちは途上国から参りました。世界を見てください。戦争は最も貧しい国で起きているのです。資源がない所、権力がない所、すなわち、国際的な経済体制の中で交渉力を持たない国で戦争が起きている。ですから、わたしたちが平和を追い求めることは、我々の貧困を絶滅するという願いともつながっています。貧困は沈黙の殺人者です。何百万人もの子どもたち、若者たち、女性が死んでいます。なぜか。一日に一食たりとも食べられないからなのです。

皆さんにわたしたちの平和の闘いの話をいたしました。同時に何百万人という人々の涙を皆さんに伝えたいと思います。その人たちは正義を強く求めています。この世界に正義を求めています。その声をぜひお聞きいただきたいと思います。



サロージャ・シバチャンドラ
ジャフナ女性開発センター

私は戦争が激しかったジャフナから来ました。私たちは戦争を20年にわたって経験しています。今もまだ戦争は終わっていません。この20年の戦争の間、二つの地域がありました。cleared area と uncleared area です。cleared area とは軍隊が支配していた所、そして、uncleared area とはタミル解放戦線(LTTE)が支配していた所です。非常に複雑な状況があります。今日はその政治について突っ込んだ話はしないつもりですが、重要な点だけをかいつまんでお話ししたいと思います。

停戦協定

2002年の2月、スリランカ政府とLTTEは合意に達しました。そして、覚書を交わしています。すなわち、停戦協定です。この覚書の調停のあと、戦争は一時的には終わりましたが、人々はほっとすることができませんでした。ちょっとの間、ほっとはしたのです。そして、正常な生活に戻ろうとしました。この協定のあと、スリランカ政府とLTTEは交渉を始め、平和のための和平のプロセスの話し合いを行いました。第1回の会合をタイのバンコクで行い、6回、各国で開かれています。6回目の話し合いが終わって以降、何も達成できていない状況にあります。

東京会議がありました。これは援助国の会議で、東京に援助国が集まって話し合いを行いました。4500億ドルの基金がスリランカの再建、復興のために設けられました。しかし、まだ、お金は払われていません。援助国はスリランカ政府に対して、「和平会議を早く始めてほしい。お金は、きちんと用意したのだから、そこで復興のプロセスに入れるように」と言っているのです。和平交渉を始めるべきか、始めるべきでないかといった闘いが、政府とLTTEの間でまだ今も続いています。

現在の和平のプロセスは、スリランカではまだまだ十分ではなく、まだ学習のプロセスにあります。地元のNGOはたくさんありますし、国際的なNGOも平和を進めよう、推進しようと活動しています。スリランカには、日本、ドイツ、ノルウェーのNGO、また、たくさんの外交官もやってきます。いろいろな人が平和を進めようとしており、和平のプロセスを前に進めたい、そしてスリランカを支援したい、スリランカに対して持続可能な強力な平和を構築したい、としているのですが、何も達成できていないのです。なぜか。それはスリランカ国内の政治的な状況に理由があります。

したがって、大事なことは、まず、この紛争の前の状況に戻さなければなりません。そして、新しい

スキルを導入しなければなりません。戦争によって被害を受けた地域は再建が必要です。そして、人々は元の普通の生活に戻らなければなりません。和平の話し合いをし、正常な生活に戻らなければなりません。平和構築は一日で成し遂げられるものではなく、そのためには時間をかけなければなりません。

信頼と和解

また、信頼醸成をしなければなりません。コミュニケーションのチャネルを作っていかなければならないのです。信頼の醸成と和解のプロセスも大事です。というのは、シンハリとタミルの二つの民族の間では、まだまだ信頼醸成ができていないのです。持続可能な平和を構築するためには、信頼が醸成されなければなりません。NGOは活躍しています。国際的なNGOも活躍しています。けれども、まだそこまでいっていません。すなわち、このようなスリランカのNGOの間のキャパシティービルディング(能力開発)ができていないのです。まだ、その途上にあり、草の根のレベルでしかそれをやっていません。それをもっともっと強く推し進めていく必要があります。国際的なNGOは市民社会を作り、その中で、その市民社会が平和構築のプロセスに積極的に参加できるような支援をする必要があります。

さて、わたしたちスリランカには国内避難民もたくさんいます。そして、元の住んでいた土地に戻ろうと思っても、地雷が埋まっているのです。それを除去しなければ戻れません。多くの地域、多くの場所、まだまだスリランカ軍が占領している所もあります。そして、そういった所から、まず軍が撤退しなければなりません。そうしなければ、人々は戻る事ができないのです。これは北の地域でスリランカの人たちが直面している問題です。

女性はどうでしょうか。ここにたくさんのお寡婦がいます。戦争によって影響を受け、夫を失った人たちがたくさんいます。平和がきたとしても、寡婦、そして孤児は、家族を失ったままこれからも生活をしていかなければならないのです。彼女たちやその子どもたちがよりよい生活をしていけるように、持続可能な支援をしていかなければなりません。

女性の場合にはもともとは農業に従事していた人、農業部門で仕事をしてきた人が多いのですが、農業に従事できません。なぜなら、農地は不毛の地になってしまったからです。農業部門で働いていた人たちは、今は技術を必要としないような肉体労働に変わって仕事をしています。ところが、その収入は十分ではありません。そうすると、どうなるでしょうか。女性たちは今までの仕事に就けないのです。ほかの仕事に就く技術を持っていません。そうすると、貧困が待ち受けています。女性の中には、適切な収入を手にはできない女性たちもたくさんいます。毎日の生活にも足りない、子どもたちは栄養不良に苦しんでいる。こういった女性の下にいる子どもたちは学校に行くこともできない。これが悪循環を生み出しています。今、女性や家族たちが直面している問題は、この悪循環の中

に巻き込まれてしまっているのです。

今、ジャフナでは、500 エーカー近くの土地が軍によって、軍事用地として使われています。その土地、かつてその人たちが住んでいた土地、しかし、そこを離れてみんなが避難しているその土地は、軍によって占拠されています。そういった土地はあちこちにあるのです。そのために人々は国内避難民となり、また国外に難民として流れています。彼らが元住んでいた所に戻るためには、その土地をまず手にしなければならないのです。軍隊が存在する所で女性は生活をすることはできません。さまざまな性的な搾取もあります。レイプもあります。また、性的暴行もあるでしょう。女性に対する十分な保護はなされていません。生活も守られていないのです。

日本、そして日本政府は、こういった問題を解決するために支援をしようと非常に興味を持ってくださっています。スリランカに対しても、スリランカの復興、再建の支援をしようということで興味を持っています。わたしたちは一人ではないのだ、わたしたちの後ろに手を貸してやろうという人たちが、そして団体がたくさんいるのだということを知って、意を強くしています。



中村 尚久
龍谷大学

地元の中小企業の役割

国内の社会経済基盤から遠く離れた移植経済

- 日本経済の経験から、英語部門と地元部門の経済活動が分裂していることが現代のスリランカ経済の第一の特徴である。
- 国内の社会文化基盤から遠く離れた外国経済や移植経済は、島の南北対立の主要な要因となっている。

重要分野 (1)

- 1) プランテーション分野
- 2) 自由貿易地帯
- 3) コロンボ湾拡張
- 4) マハベリ開発計画

重要分野 (2)

- 5) 労働力の輸出
- 6) 外国からの援助プロジェクト
- 7) 観光産業
- 8) 北部、東部の経済

隔離された単一栽培から統合された多様化にむけて

国際資金援助機関のアドバイスに従わなかった中国、韓国、台湾、日本のような東アジアが、それら機関の、自由市場の母国より高い経済成長を成し遂げた。

英語 vs. スワバハシヤ語

- 外国語の使用に過度の依存をすることが、スリランカの地方の英語を話さない若者の能力を制限している。
- 英語の能力の獲得により社会経済的な地位が確立されており、そのことが現地の企業活動の士気を奪っている。

循環性と多様性

- 循環のプロセスはスリランカにおける植民地時代以前の経済の顕著な特徴であった。
- 古代においてだけでなく、今日でも人々は共通の放牧地をもち、チェナ栽培をし、村の共有水槽をもち、アッタム、カイヤ、ガヌデヌ、チェトゥなどを共有している。

都会 vs. 地方

- スリランカの地方出身のスワバハシヤ語を話す人々はインターナショナルスクール出身者に代って、民間、公共両部門で雇用されなければならない。
- 地方の若い世代の潜在的能力を抑圧することは、英語中心の開発努力の過程で、時折その不満が暴力の形で表現されることになる。

地元企業

- 輸出振興村のようなベンチャーに対し、選ばれた競争力のある工業製品の国際市場への輸出振興のための機会を多くあたえるべきである。
- 加工した薬草、宝石、陶器、ゴム製品、活性炭、観光に関連した手工芸品、電子製品、コンピューターのソフトウェアパッケージなど、地元の資源に基づく産業を奨励しなければならない。

言語と開発

スワバハシヤ語を話すスリランカ人が開発のプロセスに参加することが、国の将来を決定する主要な要因となろう。

- 地元の商工会議所の会員50名が2004年2月に関西地方を音連れ、経済再建のためのパートナーを探すことになっている。

山口典子

堺市市議会議員

堺市女性団体協議会 委員長

はじめに

大変遠い国々から堺市に大勢の方々にお越しいただきましたことに感謝申し上げます。堺市は大阪府の中で南に位置していますが、中世は自由都市「堺」として権力者の権力から逃れた商人の町として栄えました。その気風が今でも残っています。その代表選手として、かつて与謝野晶子という日本を代表するフェミニストの歌人がおりました。彼女は12人の子供を育てながら短歌を五万首、そしてすばらしい評論を残しました。戦争においてかけがえのない命が失われないようにと、深く「平和と女性の地位向上」をうたった歌人を輩出した町であります。昨日から皆様の貴重なメッセージをお伺いしまして、小泉総理の代わりにはなりません、かつて歴史の中で、日本が、日本軍が行ってきた過去の事実に対して日本国民として本当に申し訳なく思うと同時に、何も関心がないのではなく、そのことを踏まえた上で今後の私たちが何をなすべきかを考えなければならないという責任を強く感じているところです。大変困難な状況の中にありながら、皆さんがものすごく明るくてたくましいということから、ある意味で私はたくさんのパワーをいただいて幸せです。今日は、私たち堺市女性団体の設立や活動の経緯、どんな団体なのかということをご説明した上で、私自身が堺市の市議会議員という、政治の一端に携わるものとして、女性の政策等への立案決定の参画の重要性を少し具体的に述べてみたいと思います。

日本の戦後と堺市女性団体

私たちの国「日本」は第二次世界大戦の時に、ご存知のとおり米軍によって長崎と広島に2回原爆を投下されまして、その後、敗戦という形で戦争の終結を見て以来58年間たっています。日本は日本国憲法において軍隊を有しない国でありますので、外国の復興支援のために軍隊を派遣するという事はないわけですが、今、日本はまたイラクへの自衛隊派遣について大変な論議が起きています。そういう状況の中、こうして「戦争と女性」というテーマの女性会議が開かれるということは大変意義深いものがあると思います。この堺は米軍のB28機の焼夷弾攻撃を十数回受けまして、この辺一帯がすべて焼け野原と化しました。私たち堺市女性団体も58年前にその芽が芽生えました。第二次世界大戦後、戦争に男性を取られて残された女性たちが、堺の瓦礫の一つ一つを拾い上げながら、町で食べ物のない人達に炊き出しをして配ったり、力をあわせて町の復興に力を注ぎました。どこの国も復興の担い手は女性です。そんな中で、戦後、町の復興と同時に女性のための教育が必要、子どもたちの教育も必要、福祉の政策を充実させることも必要ということで、

女性たちが集まる学習の拠点がなくてはいけないということで、先輩の女性たちが女性センターの建設運動を55年前からスタートさせました。そして27年間の建設運動を経まして、なんと24年前に、自分たちで7700万円ものお金を集め、それを市に寄付することで堺市立女性センターの建設を果たしました。

無料の社会・生涯教育の提供

そして、それにとどまらず、その後、建物が建っただけではだめだということで、日本では「社会教育」「生涯学習」と言えますけれども、女性だから大学へ行かなくてもいいと言われ、教育の機会を奪われた女性たち、女性だからという理由で労働権を剥奪されてきた女性たちのためにもということで、無料で堺女性大学という生涯学習のプログラムを提供できるよう行政に働きかけ、私たちがボランティアで企画・運営に参画してきました。予算が年間約5400万円、おそらくこれは女性の生涯学習で、行政が出している公共予算としては日本でも有数のレベルではないかと思っています。この堺女性大学では語学や、音楽、お料理など色々な女性のカルチャー的なもの、あるいは女性の人権に関する女性学講座等々63講座を堺の市民であれば誰でも無料で受講でき、同時に年間127回にも及ぶ人権を中心とした教養講座も受講できるというシステムになっています。一応経済的に安定し、福祉施策も行き届いていると言われていたわが国において、現在、どの地方公共団体も受益者負担志向です。こういう生涯学習を無料で受けられるように頑張っているのは、長い歴史上、女性たちが本当に労働権や教育権を剥奪されてきたということ、さらに、今現在でも夫を亡くした方々はわずかな年金で自分のための学習の費用などほとんど捻出できないという状況があるからで、この無料という制度を維持できるようにがんばって続けています。そのことが人気を得、また、学習意欲のある女性たちの熱意で毎年約3000人の女性たちがこの大学に参加しています。

具体的な取り組み

堺は人口79万3千人ほどですが、そのうち女性が42万人、私たち堺市女性団体の会員数は約3万3千人です。女性センターの建設後、女性団体の主な活動としてやはり「平和」、それから女性の人権、教育、環境、福祉、医療といった、生きていく上で本当に大切なこと、必要な事項すべてに取り組みを続けています。とくに平和の問題については、今回のような国際会議に参加することも、あるいは主催することもあります。たとえばアフリカの女性たちに毛布や衣料を送る、それから南アフリカ共和国の子供たちに文房具用品を送る、そのようなことを恒常的に行っています。また、国内外の地震などの災害時には義援金を集めて送るということもしています。ですから今日ご参加の皆様方に、私どもはもう少し具体的にどのような支援が必要なのかということをお教えいただければその中で、私たちにどのような支援ができるのかを考えたいと思いますし、きっと皆さんのお役に立てることもあると思います。

またその他には有馬真喜子さんが副会長を努めておられます国連UNIFEMの日本国内委員会

のメンバーとして UNIFEM を通じてのさまざまな取り組みや、活動に参加しています。私たちの団体は今年、創立 55 周年を迎えておりまして、女性の人権問題については、55 年間、戦後ずっと訴えてきましたが、最近は特に女性の人権に関して、女性への暴力の問題、日本にもドメスティックバイオレンス(DV)はありますし、セクシャルハラスメントもあります。また子どもに対する児童虐待の問題も深刻化していますので、これらのことには、重点的に取り組みをしております。女性からの無料相談も実施していますが、年間2000件を超える相談が寄せられ、最近の傾向としては、DV、虐待で悩む人が激増しています。

男女平等条例

また、日本の国の法律で、「男女雇用機会均等法」もちろんそうですが、「男女共同参画社会基本法」、「児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰に関する法律」、それから「ストーカー行為等の規制に関する法律」、「児童の虐待防止に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」、このような女性と子どもの権利を守るための法律が次々と制定されています。

その背景には、やはり女性の国会議員の数が増えてきて、彼女たちが非常に強いアピールをしているということがあると思います。また議員だけではなくて、官公庁・行政あるいは民間のNGOの代表にも本当に優秀な女性たちが、増えてきているということが、このような法律を具体化するとき非常に大きな力となっていると思います。

私も議員として、特に女性の人権に関わる法的整備の意味から堺市にも「男女平等条例」の制定を呼びかけ、実現をいたしました。ちょっとお断りしておきますが、私は政党に所属していない無所属の議員です。何で政党に所属しないかというと、私どもの女性団体という組織に、いろんな政党の支持者が含まれているということが一つと、政党に入ってしまうとその組織の枠組みの中で、女性の権利についてなかなか発言しにくいことがあるためです。発言の機会を奪われないためにとのことです。先程の「男女平等条例」を実現する時に、実はちょうど堺市で市長選挙がありました。明日、皆さんが市長表敬訪問でお会いになる現市長の選挙の時ですけれども、彼を応援するということを決める際に私は彼に尋ねました。「あなたが市長になられたら、男女平等条例をお作りになれる意志がお有りでしょうか。」彼は「イエス」と答えました。「イエス・オフ・コース」と力強く言いました。で、応援することを決めて一生懸命応援して、彼が今、現職の市長であります。条例につきましては、私が議会から要望し、市長が行政のトップとして働きかけてくださり、行政と共に、本当に短期間でこの条例を作ることができました。実はこの「男女平等条例」は大阪府下で、堺が初めて制定を実現しています。内容的にも私は非常に新しい提案を含んだ立派な条例ができて喜んでいきます。といいますのはこの男女平等条例には、いくつかの特徴があります。まず女性の「リプロダクティブヘルスアンドライツ」の理念を明記していること、「性的自己決定権」を明記していること。そしてもう一つは男女という、女性、男性という性に所属しない、できない「性同一性障害、

インターセックスという方々、性的マイノリティの方々の人権をもきちっと尊重する」ということが明記されていることがあげられます。日本ではこういった条例が作られるときには、全国的にバックラッシュという現象が起こっておりまして、このような条例を作らせない動き、条例の文言に革新的なことを入れさせない動きというのがありますが、堺市の場合にはそういうことが一切なかったという状況で制定されました。

女性の視点からの政策提言

ちょっと問題を離れまして、女性が政策の計画、立案、決定に参画することが重要であるという中で、私が議員として堺市の議会で提言し、政策が実現していることの一つにこの条例がありますが、その他に私は特に母子保健の問題についても提言しています。私自身は今、44歳ですけれども、1歳、3歳、9歳の子どもがおりまして三人抱えて大変です。東チモールのマリアさんはいま、5人目の子どもさんがおなかにおられ妊娠中だとお聞きしまして、先程二人で笑って話してはいたのですが、子育てをしながら働くということはどの国でも大変なことだと思います。日本においては、妊娠、出産に健康保険が適用されておられません。私は昨年、三番目の子どもを産みましたが、昨年産んだ時に出産にかかった費用が40万円でした。設備の行き届いた大きな病院で産んだのですが、産ませて下さったのは看護師さん一人でした。非常に心細い思いをしました。特に私は昨年43歳でしたから、高齢出産でしたのもう少し安全に、そしてできるならば保険適用で出産できるような施策が実現されるよう、今、練っているところです。そのほかにも母子保健や医療の関係で、小児救急医療や二次救急医療の問題、女性の乳がんの早期発見のためにマンモグラフィーを市民検診に導入する問題。こういった問題について、男性は自分の妻や子どもを見ているんだけど、なかなかこれを政策化するというアイデアが思い浮かばない部分であると思います。

特にそれ以外にも男性が気づきにくい問題として、女性の視点から、障害者の介助の問題、また、日本は超高齢社会を迎えておりますけれども、高齢者の介護の問題、この政策についても私はケアマネージャーとして積極的に提言をしております。また学校教育において堺市はCAPプログラムという児童虐待防止プログラムを公立の小・中学校で実施し、全児童がこの授業を受けることができるという非常に先進的な取り組みを行っております。これも私が女性団体活動と、議員としての取り組みの中で、現在の社会状況を鑑み、どうしてもこのプログラムの導入が必要だということを議会で提言し、教育委員会に非常に高い理解をいただきまして、実現しているカリキュラムであります。

時間がないので、これで最後にしますが私たち女性団体が長年取り組んできたもう一つの問題にポルノグラフィーの問題があります。特に、日本は最近国際的な非難を浴びています。児童ポルノの大量生産国という国際的批判を受けました。できれば皆さんをお連れして、現状を見て頂きたいと思っておりましたが、ポルノグラフィー、形態としてはDVD、VHSビデオ、それからファミリーコンピュータのゲームソフトの中に、強姦ゲーム、女性を強姦して犯していくというゲームソフトがあ

り、それらが一般の電気店で普通に売られています。私は先日、堺市議会で全 51人の議員の前でこんなビデオ、こんなソフトが売られているという現物を見せて説明をしました。男性のほうがよく知っているだろうと思いましたが、皆さん非常にショックを受けておられました。幸いといっていいのかわかりませんが、58 年前から日本では皆さんの国のように銃弾が飛び交うような戦争の現場ではないにしても、子どもや女性たちを取り巻く社会には暴力が溢れ、暴力のシーンには慣れっこになってしまうくらい激化しています。日本は 1 億 2 千万人の人口のうち、すでに3分の2以上が戦争を知らない世代になってしまっています。しかし、今、申し上げたように、氾濫するゲームソフトの中に、戦争ゲームも含まれており、子どもたちを中心とし、若い世代の人たちがシミュレーション・ゲーム感覚の中で戦争を学び、ゲーム感覚で人を傷つけ、殺し、それが現実の事件に繋がっていているのが日本の社会の現状です。そういう意味からも私たちは、人権教育、性教育の問題についてももう少し具体的な施策を推進していこうと声を上げ、活動していますが、議会の中でも、日本社会の中でも、困難な壁もあります。たとえばジェンダーということばを日本語でどう説明するのか、説明してもなかなかこれが普遍化していかないというところがあります。そんな困難な状況がありますが、私たちはあきらめずに大勢の女性たちと、理解のある男性とともにできるだけ敵対しないように、上手に協力関係を築き、施策を実現させて、結果を勝ち取っていこうと、今そういうつもりで頑張っています。

最後に、日本にも非識字者の方々がいらっしゃいます。同じ日本人でありながら被差別部落に生まれ、教育権を得られなかった人達、また、戦後の混乱期の中で、教育を受けられなかった人たち、また、在日の韓国・朝鮮人の方々をはじめとする外国人の方たちに対しまして、堺市でも識字学級というクラスを開設し、そういう方々の識字率を高めようという努力もしています。まだまだ話したいことは沢山ありますが、この会議でみなさんにお会いでき、お話をきかせていただき、また、私も堺の現状と私自身の取り組みと、女性の活動などをご紹介させて頂くことができ、大変うれしく思っております。同じ地球上の1人の人間として、共に平和な社会の構築に向けて一緒に活動していきたいと思えます。ありがとうございました。



日時 12月18日(木) 13:30～16:00

会場 大阪府堺市民会館大ホール

<第一部>

・主催者あいさつ

(司会:松田) 主催者を代表しまして、アジア女性基金理事の有馬真喜子からごあいさつをさせていただきます。

(有馬) 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきましたアジア女性基金の有馬でございます。本日は師走のお忙しい中をこのようにたくさんのかたにこの会場にお運びいただきまして、本当にありがとうございます。私ども、こうした、いささか硬めのテーマですので、どのようなかたがおいでくださるか心配したこともありましたが、このように本当にたくさんのかたがたがお運びくださいましたことを大変ありがたく、うれしく思っております。

さて、この「女性に対する暴力『戦争と女性』」の公開フォーラムを開催するに当たりまして、堺市女性団体協議会の協賛を頂きました。本当にありがとうございました。この堺市女性団体協議会の方々は、山口典子委員長をはじめとしまして、皆様、この会議の成功のために本当に献身的なご努力をしてくださりました。裏方のお仕事から、市長表敬訪問に至るまで、皆さんが手分けをして関わって下さいました。そのおかげで今日の会議を持てたと、心からありがたく思っております。

また、堺市の皆様、木原市長をはじめとする皆様のご協力、ご支援をちょうだいしました。そして、堺市市議会の中井議長をはじめとする方々からも、たくさん励ましを頂きました。こうした女性団体協議会、堺市役所、堺市議会の皆様がたのおかげをもちまして、今日ここに、こうしたフォーラムを行うことができたわけです。

このフォーラムに先立ちまして、昨日と一昨日の2日間、私たちは専門家会議を持ちました。そのときには、今日これからご報告を下さいます紛争地の皆様から、たくさん現状についての情報を伺うことができ、同時にこの女性たちが何を課題としていらっしゃるかを伺うことができ、そして、私たちは何ができるのだろうかということ話し合っていました。今日の公開フォーラムは、いわばそのエッセンスです。そうしたものを踏まえて、今日の公開フォーラムになりました。

一言、アジア女性基金について申し上げさせていただきたいと思いますが、アジア女性基金は今から8年前の1995年に、政府と民間との協力によって設立された基金です。現在の理事長は当時の総理大臣でした村山富市が務めております。

私どものアジア女性基金は、一部ご承知のかたもおいでかもしれませんが、主として、かつて従軍「慰安婦」とされたかたがたの償いの事業をすることを目的としています。しかし、それと同時に、償いだけでは不十分ではないか、過去を振り返るだけでは不十分ではないかという認識に立ちまして、今日なお世界各地で起こっております重大な女性の人権侵害の問題に取り組み、その問題の解決のために少しでも力を貸したいと考えています。それがかつての私たちの最も実のある謝罪ではないか、そしてそのことの上に立って、私たちが今日の世界のために少しでも貢献をしていくことができるのではないか。そのため、償いの事業とともに、今日のこの公開フォーラムのような、今日の女性の人権侵害とかかわる仕事を続けてまいったわけです。

そうした中で、私たちはこの8年間でさまざまな所でいろいろなプログラムを持たせていただきましたが、今日はその中でも最も重大な女性の人権侵害である「戦争と女性」について、この場で皆様とご一緒に考えていきたいと思えます。こうして今日、たくさんのかたがおいでくださりまして、ありがとうございます。どうぞ、最後までご一緒にいただければ幸せと存じます。本当にありがとうございます。

(司会:松田) 続きまして、共催していただきました堺市女性団体協議会を代表いたしまして、山口典子がおあいさついたします。

(山口) 皆様、本日はアジア女性基金が主催をされています「戦争と女性」の公開フォーラムにお越しいただきまして、ありがとうございます。また、客席のほうにお座りいただいておりますが、アフガニスタン、東チモール、インドネシア、オーストラリア、スリランカ、今、紛争が起こっており、また難民の問題で揺れている国々から、はるばるわが堺市までお越しくださいました海外からのゲストの皆様、ありがとうございます。

今、日本がイラク戦争のためにいよいよ自衛隊を派遣するかどうか、我が国が大きく揺れている中、また、かの地イラクでは、あのフセイン大統領が身柄を拘束されたというこの重大な時期に、「戦争と女性」というテーマでこのような公開フォーラムが堺で開かれることの意義を、私は大変意味深いものにとらえています。

今、有馬真喜子理事のほうからご説明がありましたように、かつて、1995年にこのアジア女性基金が設立された当初、ちょうど国連の世界女性会議が北京で開催されているころでした。その前段には、長い間、私たちの歴史の中でなかったものとされていた従軍「慰安婦」の問題があり、91年に韓国の金学順(キムハクスン)さんという、日本軍に強制連行されて「慰安婦」とされた女性が重い口を開きました。従軍「慰安婦」としてどのような目に遭ったか、彼女が名乗り出たその日から、日本をはじめアジア各国、戦争に参加した各国が大きな論争に巻き込まれました。

日本でも、本来は「慰安婦」の問題は国家責任であるから、国民である私たちが償い事業をするのはどうかと、私たちのようなフェミニズムの運動をしているさまざまなグループからも大きな批判が

寄せられました。しかし、私ども堺市女性団体は、すでに 91 年に堺の女性センターに金学順(キムハクスン)さんをお招きしておりました。彼女は、「日本に来て初めて話をするので、本当に申し訳ないですが女性の方だけの参加者にしてほしい」と、たった一つそのことを要求されて、堺市立女性センターで自らの苦しい体験を私どもに聞かせてくださいました。

私ども堺市女性団体は、そのような活動をしながら今年創立 55 周年を迎えました。なぜそのような批判のあったアジア女性基金が主催する催しに、共催させていただくか。これはひとえに人のつながりであると私どもは思っています。今、ここに座っていらっしゃる有馬真喜子さんには、国連女性開発基金(ユニフェム) UNIFEM の活動でも私どもは大変お世話になっています。ちょうど先代の山口彩子委員長と有馬真喜子さんとは盟友でした。同じ香川県の、有馬さんは丸亀の生まれ、私どもの前委員長は綾歌、金毘羅の生まれ、同郷のよしみもありまして、二人が日本の女性のために、世界の女性のために奔走されている時期でした。有馬さんがいらっしゃるなら心配はない、何もしないよりは何かできることをみんなでしたほうがいい、という判断を前綾子委員長はしました。

私はこの2日間、アフガニスタンや東チモールの皆さんの生の声を聞かせていただきました。今、アフガニスタンで憲法を創案しておられるというかたのお話も聞きました。そのかたはアフガンのオリジナル言語であるダリ語をお話しになり、「ぜひとも、これから新しい国づくりをする憲法に、男女平等、ジェンダー・イクオリティーの思想を打ち込まなければならない」とおっしゃいました。また、若い女性もお越しになっています。彼女がおっしゃった「I've never seen peace in Afghanistan(27 年間生きてきて、これまで一度も平和というものを見たことがない)」という言葉に胸を打たれました。

今日お忙しい中お越しいただいております木原市長はじめ行政の皆様がた、私の先輩であり、同僚であります堺市議会の議員の先生がた、そして会場にいらっしゃる皆様、女性にとって強姦というのは、戦時中であれ、平時であれ、ある意味で死よりもつらいものです。Sexism is the War System、性差別は戦争システムを構築するという論があるほど密着した、女性差別やそのほかの人権問題と人類最大の暴力である戦争との関係性を私たちはこのフォーラムで明らかにし、共にこれから地球の平和に向かって何ができるのかを模索する今日であると思っています。

私たち女性の心の中には国境はありません。もちろん、男性も含めて、平和を願う人の心の中には国境はないのです。ただ、政治的に課題が山積したときに、武力や暴力の手段で解決するのではなく、かけがえのない私たち一人一人の命が決して無駄になくされることのない平和的解決を願って、このフォーラムが開催されますことを最初に申し上げ、ごあいさつとさせていただきたいと思えます。本日はご参加を賜りまして、本当にありがとうございました。

・来賓あいさつ

(司会:松田) 今日は大勢の来賓の方々に来ていただいております。皆様にごあいさついただくには申し訳ないことですが時間が足りませんので、来賓を代表して、堺市市長の木原敬介様からごあ

いさつを頂きます。

(木原) 皆さん、こんにちは。市長の木原でございます。国際公開フォーラム「戦争と女性」の開催に当たりまして、地元開催市を代表し、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、国内外から本市にお越しいただきました講師の先生をはじめ、関係の皆様を心から歓迎申し上げます。本日、国際的な公開フォーラムがアジア女性基金ならびに堺市女性団体協議会のご尽力により、このように盛大に開催されますことは、人権尊重と世界平和に向けた取り組みを進めております本市にとりまして、まことに意義深く、また喜ばしいかぎりと思存します。また、アジア女性基金におかれましては、1995年の設立以来、女性や子どもに対する人権侵害や暴力のない平和な国際社会を築くために、全国各地で多彩な活動を展開されています。皆様のたゆまぬご熱意とご努力に対しまして、深く敬意を表する次第です。

さて、戦争と暴力の世紀といわれた20世紀が幕を閉じ、平和と人権の世紀が期待されました21世紀ですが、すでに3年を経過いたしました。しかしながら、世界各地では、先ほど来お話がありますように、イラク戦争をはじめ、テロや紛争が後を絶たず、二人の日本人外交官がイラクで殺害されるという衝撃的な事件も発生しています。世界の恒久平和は人類共通の願いであり、一日も早く真の世界平和が実現し、すべての人々の人権が等しく尊重される社会の実現を心から願うものでございます。

本市では、これまで1980年に人権擁護都市宣言、1983年には非核平和都市宣言を行い、さらに1998年には「人権教育のための国連10年堺市行動計画」を策定するなど、平和の尊さや人権の大切さを訴える取り組みを進めてきたところです。また、男女平等を求める世界的な潮流の中で、男女平等社会の実現に向けた取り組みを、堺市女性団体協議会をはじめ、関係の皆様との連携のもと積極的に推進しています。皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日のフォーラムでは、戦争や紛争の現状をご報告いただきまして、参加された皆様とともに平和を考え、そして地域から人権の尊重される平和な世界の実現を目指す、本当に実りのあるものとなることをご期待申し上げます。

結びに当たりまして、今回のフォーラムのご成功と主催者でありますアジア女性基金ならびに堺市女性団体協議会のさらなる発展、また、ご参会の皆様のご健勝とご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。簡単ではありますがごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

(司会:松田) ありがとうございました。堺市長の木原敬介様でございました。

続きまして、もう一方、堺市議会議長の中井國芳様からごあいさつを頂きます。

(中井) こんにちは。ただいまご紹介を頂きました堺市議会議長の中井でございます。今日は平日で、また、お昼ですのに、1300人をこえる多くの皆様がたにこの国際公開フォーラムにご参加を賜り

ましたこと、心から敬意を表したいと思います。堺市議会を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。開催に当たりまして、多大なるご尽力を賜っておりますアジア女性基金、堺市女性団体協議会をはじめとする関係者各位に深く敬意を表する次第です。

申し上げるまでもなく、人権尊重社会と恒久平和の実現はすべての人の願いでもあります。しかしながら、今なお、世界じゅうの多数の国や地域において、紛争や戦争が絶えず続いております。我々一人一人が平和のために何ができるのか、何をすべきなのかを考え行動していくことが強く求められているところです。

本市におきましても、人権尊重社会の実現に向けたさまざまな取り組みを市民の皆様がたとともに積極的に行っており、このたび、国際公開フォーラム「戦争と女性」がここ堺の町で開催されますことは、まことに意義深く、市民が希求いたします自由と平和の確立につながりますことを心からご期待申し上げます。

堺の市議会といたしましても、男女平等社会の実現をはじめ、だれもが個人として尊重され平和で差別のない社会の創造を目指して、関係機関と連携をしながら今後とも努力を重ねてまいりたいと思います。また、今日、堺市議会で議会運営委員会が開催されました。今日のことですので、私の今日のお祝いのごあいさつの中には記入しておりませんでした。今、日本の政府がイラクの復興支援を目的に、日本の自衛隊をイラクへと派遣しようとする動きがもう目前に迫っています。しかし、堺の市議会として、この政府の説明を言葉どおりに受け止めることは大変危険な要素が含まれるのではないかと、そのような思いで、イラクへの自衛隊派遣について慎重な対応を求める意見書を堺市議会全会一致で可決しようと、今日の議会運営委員会で決まりました。最後の本会議でこのことの採決がされる見込みですが、今日お集まりの皆様がたのこの集會も、戦争とそれに伴う女性への人権侵害がとても大きなテーマで、関連がありますので、一つご報告申し上げておきたいと思ひます。

最後になりましたが、国際公開フォーラムのご成功と、本日お集まりの皆様がたのご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。本国際公開フォーラムの目的が達成されますように、併せてご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

<第二部>

(司会:松田) ただいまより、アジア女性基金ならびに堺市女性団体協議会主催の「戦争と女性」国際フォーラムを開催いたします。

海外参加者からの報告は、専門家会議の報告と重複するので割愛します。

・「復興、和解、支援などに関わる問題について」

(司会:松田) パネル・ディスカッションでは、海外参加者からの報告を踏まえて、日本が復興、和解、支援を行っている国、あるいは行っている人々、方法などの問題について、3人の方々にお話しいただきます。

アジア女性基金の理事であり、ジャーナリスト、国連の婦人の地位委員会の日本代表を長く務めた有馬真喜子さんにパネラー兼コーディネーターをお願いします。さらに、パネラーとしてオーストラリアの **Elizabeth Biok** さんをご紹介します。ビオックさんは弁護士で、オーストラリアに逃れた難民の支援、東チモールの復興、特にチモールに法体系を作る作業にかかわっておられ、インドネシア語に堪能でいらっしゃいます。もう一方は学習院大学の紙谷雅子先生です。紙谷先生は、日本で最初の国立大学法学部の教授になられた方で、北海道大学で長く教えられたあと、現在、学習院大学で教鞭をとられています。また、アフガニスタンの憲法草稿委員会の特別顧問でもあります。

では、この3人の方々にお話を頂きます。有馬さん、よろしくお願いいたします(拍手)。

(有馬) こんにちは。有馬でございます。それでは、感動的な歌が終わったところですが、引き続き、ディスカッションの時間をもちたいと思います。時間がだいぶ押ししておりまして、終了は16時、その間に会場の皆さんからのご質問、ご意見を承る時間をぜひ設けたいと思っております。

紙谷さんから、今までのお話をお聞きになって、こうした戦争と女性の問題で復興、支援、和解ということについて、どのようなことを今考えていらっしゃるかを伺いたいと思います。

(紙谷) 戦争が終わって何もなくなってしまう時に、何をしたらいいのか。わたしたちに何ができるのか。援助する側がいちばん考えなければいけないのは、援助を受ける側が何を望んでいるのかについて、わたしたちが勝手に判断をしないということ、それが、ひょっとすると大切なのではないかと思います。

いちばん重要なことは、地元の人たちの誇り、プライドを尊重するような形での援助を考えることです。文化財や自然環境の保全という形で、その地の人たちが、これは世界に誇れるというものを大切にしていくことです。

もう一つ大切なのは、地元の仕事を奪わないような形で、できれば職業訓練になるような援助を考えるべきだということです。しかし、どうしても、いろいろな情報を手に入れるときに、社会の一部分、特に政権についている人たち、影響力のある人たちだけで話をするが多くなります。通常の計画ですと、その計画の影響評価を組み入れることが常套手段になるわけですが、もう少し重要なこ

ととして、政府以外の人々と交渉することがあります。できれば、英語で”Civil Society” と言っています民間の人たちをよりたくさん決定過程に参加してもらい、計画に関与してもらうことが重要です。多くの国で、政府と一般の人々は必ずしも同じことを考えていないと思います。どの国でもいろいろな期待していること、要求することが違い、多様です。ニーズもきっと違うと思いますし、多様だと思います。本当にいちばん重要なことは、既得権を強化しないような形でわたしたちにできることは何なのかを聞いていくことではないかと思います。ですから、交渉相手を限定しないことも大切ではないかと思います。NGOがいろいろ参加をし、いろいろな声を吸い上げることが重要になってきます。

もう一つ、しばしば私たちが善意で行う復興計画が、実は国内紛争の種になっていることがあります。完成した社会資本の利用が、一部の人たちに特権的なものとして、排他的な利用権という形で提供されていきます。一部の人たちだけが利益を享受する。そのことをめぐって、また紛争が起こってくる。灌漑についての紛争が、実はしばしば起こっています。やはり、そこには、どこか根本的な欠陥があったのではないかということになります。ですから、産業構造の整備は既得権の保護にならないように、あるいは、既存の社会秩序を維持するためだけに使われないように考慮しなくてはなりませんし、社会的な弱者を作り出さないような、むしろ、弱者がその壁を乗り越えるために役に立つようなことを考えていく必要があると思います。これは専門家会議のときに随分出てきた話でした。

最後に、今まで話を聞いた国々は、家父長的な、男性が非常に優位になっている文化社会でした。そこでは、戦争という形で保護的な地位の男性がいなくなってしまう女性たち、夫がいない、父がいない、兄弟がいない、そして、男の子がいないという女性に対して、社会の暴力というものは非常に悲惨に働きます。保護者がいるから、ある意味で暴力が抑止されているところがあります。そういう社会的に非常に弱い立場にある人々を念頭に置く、あるいは、彼女たちの望んでいるものを作ることは非常に意味があると思います。女性が世帯主になり、中心になっている家族に対して、積極的な支援を提供する。その中では、心理的なサポートや、自立ができるような教育訓練の機会を与える、自尊心を確立できるような形でいろいろなことを協力していく自立につなげる。わたしたちにお手伝いできることは何かという形で考えていくことが重要ではないかと思います。

どのような復興、支援、援助に対しても、社会の安定を目指す、平常化していくことを念頭に置いて、社会の分断となるような利権を発生させる事業を推進することになるべくならないように、わたしたちは心しなければいけないのではないかと思います。

さらに、社会が平和になった、和平合意ができた、あるいはできる、現在交渉中である、というときでも、それだけでは平和になったわけではない、あるいは平常の社会がそのままずっと出てくるわけではないということです。しばしばありますのは、まだ、みんなお互いを信じていないので、武器を持ったままである。本当は、その非武装化、武器の代わりになる仕事を何らかの形で作り出していくことがとても重要なのではないか。力に頼らずにお互いのことを認め合うような状況をどうすれば作

り出せるようになるのかが、本当は暴力の世界から平和な世界に移行するためには重要なのではないかと思います。

ただ、言うは易しですが、行うのは大変難しいのです。アフガニスタンでも、非武装化ということが非常に真剣に、一生懸命行われているのですが、実際には、群雄割拠する軍閥がまだ非常に影響力を持っています。現在、行われている憲法制定の大会議においても、やはり、その武力、あるいは威圧が物を言うのではないかという情報が入ってきています。どうにかして、きれいな形で非武装化ができないだろうかと切実に思っています。

(Elizabeth Biok) 皆さん、こんにちは。アジア女性基金がこうしたフォーラムを主催してくださり、アジア地域における戦争と女性に関してお話できますことをうれしく思っています。シドニーに戻りましたら、この会議と公開フォーラムでこういうことがあったと報告できるのを楽しみにしています。本当に大きなインスピレーションを得ることができました。たくさんの方のことを、テレビなどのメディアを通じて見ることができると思いますが、それを実際に聞くこと、見ることは重要なことだと思います。会場に来ていただいた1400人もの皆様は、テレビを見ていてもいい、家でリラックスしていてもいい、ショッピングもできるという午後の時間にもかかわらず、ここに来ていただいたことを特にうれしく思っています。

今、世界中で戦争はなくなっていない。日本の新聞、オーストラリアの新聞で、わたしたちはこういったことを記事として見ることができます。例えば、戦時中に何が起きたのかを意識として持つことができます。我々は、さまざまなアジアの紛争についての意識を持っています。

では、ここで先進国はどのようなことができるのか、今、戦争で苦しんでいる国々にどんな支援ができるのかをご一緒に考えてみたいと思います。戦時における女性の立場はどうなのか。このあたりは政府が忘れてるところです。例えば、援助(エイド)のプログラムを考えても、先進国は病院を造る、橋を建てるといったことだけに従事しており、人と人とのレベル、個人のレベルで何ができるのかを考えていません。戦争中に個人に何が起きたのかを忘れています。皆様はいま、アフガニスタンやスリランカ、東チモールの人たちの言葉を聞いたと思います。女性たちは兵士がやってくるのを知っています。そして、この戦争の中で、子どもが連れ去られるかもしれない、自分がレイプされるかもしれないといったことを知りながら、兵士たちがやってくるその足音を聞いているのです。

わたしの経験からすれば、この人たちはほかの国に逃げます。国境を越え、どこか安全な場所はないかと逃げるのです。例えば、国連難民高等弁務官事務所がやっています難民キャンプにたどり着くことができれば、それは幸いです。すると、難民キャンプにいる人たちはいいのだと私たちは思ってしまいます。アジア、ヨーロッパの難民キャンプに行きましたが、そこでも女性たちは非常に弱い立場に置かれています。精神的な被害(トラウマ)を受けていますし、こういったキャンプの中で、さまざまな影響を受けています。また、国連がやっている難民キャンプであったとしても、性的暴行

の対象になりやすい立場にあります。

ですから、政府にお願いしたいのです。武力紛争に、今、さいなまれている国に支援するときには、基本的なサポートをしてください。女性たちに対して、基本的なサポートをしてください。自分の国にすることができないために、近隣国に難民として逃れている人たちもいます。その人たちに対して基本的な支援をしてくださいとお願いしたい。これは非常に微妙な課題であることをわたしは知っています。日本でも非常にセンシティブな問題ですし、オーストラリアでもこれは大きな政治的な問題となります。難民政策についてオーストラリア政府がやっていることにも、いろんな問題があります。難民を考えた場合、まず、女性を優先すべきだと思います。往々にして難民プログラムは、容易にその国に同化できる人を中心に考えます。そのために、若い男性が難民として認定されることが多いのです。しかし、女性は子どもを連れて、恐れおののきながら見知らぬ国に来ています。同化できるように見えないこともあります。ですから、難民の場合、女性をまず優先していただきたいと思えます。

また、すぐに解決したと思わないでほしいのです。アフガニスタンでもそうですし、スリランカでも83年からずっと戦争は続いているわけです。イラク戦争も今後どれだけ続いていくか分かりません。そのため、多くの女性にとって、日本やオーストラリア、カナダ、アメリカなど、教育を受けられる所、機会の多い国々に難民として行くことが大事です。また、トラウマのカウンセリング、医療が受けられる国に難民として行くことが大事なのです。難民キャンプにいることは、決してそれだけで十分ではないということです。

最後に申し上げたいのは、わたしたち先進国は、常に手をつないで戦争に対して立ち向かっていかなければなりません。オーストラリアでは、日本は反戦運動の象徴になっています。広島、長崎のことを考えるので、必ずわたしたちは平和ということを考えると日本を思い浮かべます。戦争において、軍事産業だけが金をもうけ、そして男だけが有名になる、司令官だけが有名になる、女性だけが被害を受けるのはいけないことなのです(拍手)。

(有馬) ありがとうございます。

それでは、私から一言お話しさせていただきます。日本で「戦争と女性」といいますと、どうしても従軍「慰安婦」の問題を抜きにして語ることはできません。アジア各国から、やはりこの問題での日本の責任ということが言われております。そこで、アジア女性基金が何をしてきたかをごく簡単にご説明させていただきたいと思えます。詳細はお手元の黄色い小さな資料に書いてありますので、詳しくはそれをごらんいただきたいと思えます。

初めにも申しましたように、このアジア女性基金は1995年、8年前に作られ、この8年間、大きく言って、償いの事業と、もう一つは今日の女性の人権侵害に取り組む事業の二つを行ってきました。では、償いでどのようなことをしてきたかといいますと、これに関しては、これまでもお話が出ていま

すように、さまざまな意見があることは事実です。過去、「慰安婦」とされた諸外国の被害者のために、わたしたちはどんなことをすべきかということに関して、国家の責任を追究しなければならないという声が国内外にたくさんあります。あるいは、どうしても責任者を処罰しなければならないという声も、あります。そういうことで市民運動としての「法廷」も行われました。

しかし、わたしたちアジア女性基金に集う者は、考え方はいろいろありますが、ともあれ、高齢となられたかつての「慰安婦」の方々、すでに私の世代ぐらい、あるいはもう少し上の世代、今日、60代の終わりから70代、80代となり、体が衰えて、生活も苦しいという方々、もちろん亡くなった方々も随分出てきているわけですが、この高齢となられた被害者の方に何かをしなければならないということでスタートしたわけです。

大きく言って三つの柱があり、一つは、国民の皆様から頂戴した募金を「償い金」としてお渡しする。2番目の柱は、政府は国家の法的責任ではありませんが、道義的責任を感じて、国の予算で医療と福祉の支援をかつての被害者であった方々に提供する。3番目は、そのかつての被害者であった「慰安婦」の方々のために、総理大臣がおわびの手紙を総理大臣の署名でお出しする。この三つの柱で構成されています。

過去、フィリピン、韓国、台湾において、この事業が行われ、285人の方がこれを受け取られました。オランダにつきましては、医療福祉支援事業を79人の方にお届けしました。インドネシアについては、一人一人だれが慰安婦だったかを特定することはインドネシアの文化になじまないため、高齢者のための福祉支援事業に手を貸してほしいということで、かつて慰安所があった所を中心として、高齢者のための小さな老人ホームをおよそ50ヶ所建てており、これは2007年まで続く事業です。これらが、アジア女性基金がこれまでやってきた償いに関する主な仕事です。

こうした経験を通じて、わたしたちが学んだことは二つあります。一つは和解ということがいかに困難であるかということです。わたしたちはたくさんの反対運動や意見に遭っています。「どうしても国家責任が必要」、「法的責任を国は認めるべきである」、「道義的責任などというのはまやかしてである」、「国民からの基金ではいけない」、「これはやはり政府からのお金でなければならない」などのさまざまな反対のご意見もありました。もちろん、今の、アジア女性基金のやっている形でいいという支援の声もたくさん頂きました。国連人権高等弁務官であったメアリー・ロビンソンさんを中心にして、国際社会は、アジア女性基金の対応は、積極的な取り組みであることをかなり認めてくださっています。また一方で、「従軍『慰安婦』などなかった」、「あれは商売ではないか」、「かつての公娼制度と同じものではないか」という意見もあります。つまり、非常にたくさんの意見があるわけです。

もう一つ、従軍慰安婦に関する、いわゆる調査会法案といわれるものですが、これは幾つかの法案が出ては消えています。現在もこれは廃案になっています。つまり、今まで日本の国は、法的問題はすべてサンフランシスコ平和条約および二国間協定の中で解決済みという、当時の国際法の立場を取っているわけですが、ドイツなどがそうであったように、もし国会が、そうではあるけれども何か特別立法を行ったというときには違った選択がありうる可能性があります。そのために国会で、立法

の府で努力をしていらっしゃるかたがたもあります。しかし、それは国会の多数の意見にはならないということが過去の経緯だと思います。アジア女性基金には国会議員は参加していませんので、私どもはこれには全くかかわっておりません。

そういう中でわたしたちは一つの選択をし、それを通じて学んだことの一つは、やはり、かつて被害者であった国々の方々の気持ちは容易に解けるものではないということです。わたしは韓国のある女性運動をされている方と、どれぐらい時間がかかるだろうかという話をしている、「200年かかるね」と言われたこともあります。いったん戦争が起こり、加害者と被害者という立場に立ったときの被害者の気持ちの深さというものを、わたしたちはよく知らなければなりません。和解という言葉は簡単ですが、本当の和解にたどり着くことは非常に難しいことだと思いました。責任者を追及したから、断罪したから、和解ができるのか。あるいは、国から幾らかの償いのお金が届いたから、それで和解ができるのか。必ずしもそうではないということもあり、和解は大変難しいと感じています。しかし、私たちは、真剣に、真摯に、誠実に向かい合っていかなければならないという和解の難しさを学びました。

2番目は、それからの教訓なのですが、だから戦争は起こしてはいけないということです。とにかく、これまでアジアの方々の、さまざまな国の話をお聞きになったとおり、いったん武力紛争が起こると、今まで伏せられていたいろいろな問題も一度に出てくるわけです。とにかく起こさないようにという点では、戦争の予防ということがとても大切なのではないかと。日本は紛争予防センターが、最近、設立しましたが、前の国連事務次長であった明石さんがこれにかかわっておられ、スリランカなど、幾つかの支援をなさっています。紛争の予防、戦争の予防ということをわたしたちはもっと大切に考えて、そこに女性がコミットしていくことがとても大切なのではないかとということも学んだわけです。

「戦争と女性」と言うときに女性というのはいつも被害者になります。私どもの国がかかわった従軍「慰安婦」問題もそうですし、これまでお話がありましたように、夫を殺されて、女所帯で子どもを抱えて生きていかななくてはならない女性の問題や、難民の8割は女性と子どもであるという指摘もあります。しかし一方で、皆様のお話を通じて分かったことの一つは、やはり女性は復興に非常に大きくかかわるようになってきたことです。かつての弱いだけの女性から、今、強さも持った女性へという変化の中にあるのではないかと感じています。

国連女性開発基金(UNIFEM)の事務局長が言ったことですが、彼女は各地の戦争、紛争地を見てきており、その中で気がついたことの一つは、「地域の復興の中心は、いつも、どこの国でも女性だ」ということだそうです。男性はみんな戦争に取られて、戦地に行っているため、地域に残っているのは女、子どもです。そこでは、地雷が埋まっていたり、畑が踏み荒らされたり、あるいは子どもたちの学校が壊れたりしている、荒れ果てた地域を復興しようとするとき、まず立ち上がるのは女性たちで、お母さんが子どもの手を引いてきて、地域の復興を始める。ですから、復興というのは、非常に大きな、先ほど紙谷さんがおっしゃった橋を架けるなどということだけではなく、地域をどう立て直していくかということであり、そのことにかかわっているのは女性だということをお話になり、私はそ

のことを改めて、気づかされたわけです。

また、そのことと関連して、もう一つは、ルワンダの紛争はフツ族とツチ族が殺し合いをしたわけですが、母親という立場から見ると、かつて敵であった人、フツ族の子どもでもツチ族の子どもでも、子どもという共通の視点が持てるというのです。裁きと許しという問題の中で、許しがそこから始まるのではないとも言われまして、そういうこともあるのかなと思いました。

ですから、「戦争と女性」というのは、女性は被害者であるとともに建設者でもある。その二つの面を持っているのだということ認識し、さてそこで、わたしたちはそういうことの手助けをするために何かできることがあるのか、何をすればいいのかを探し、それを実行するところから始めることができればと思います。大変長らくご参加いただきまして、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます(拍手)。

・閉会あいさつ

(司会:松田) 最後になりますが、閉会のごあいさつを女性団体協議会の山口典子より申し上げて、この会を閉じたいと思います。

(山口) 皆さん、最後までありがとうございました。海外からお越しいただいた海外のゲストの皆さんに、もう一度お立ちいただきまして、大きな拍手をお送りいただきしたいと思います(拍手)。

日本も 58 年前、広島、長崎に原爆を落とされて、日本は敗戦を経験しました。この堺も焼弾攻撃で焼け野原と化しました。そのときに堺の復興を担ったのは、女性団体の先輩たちはじめ、名もなき多くの女性の皆さんでした。彼女たちが中心となって瓦礫を一つ一つ拾い集め、そして、わたしたちが日本の高度経済成長を支えながらここまで来たのではなかったでしょうか。決して遠い国の話ではありません。今日お招きした海外参加者、14 人は、わたしたちの友人、決して遠い国ではなくなりました。言葉は違い、文化は異なりますが、同時代を生きる仲間にはかなりません。日本だけの幸せなどありえない、自分だけの幸せもありえない。彼女たちがこんな目に遭っているのに、日本の女性が本当に幸せでしょうか。決してそうではありません。女性が幸せでない社会は、男性も決して幸せではないと私は確信しています。そうではないでしょうか。国ができることは国のほうに意見を申し上げ、わたしたちが今すぐにでもできる支援、それは恐らくわたしたちの幸せにつながるものですが、できることからやっつけていこうと思います。皆さん、いかがでしょうか(拍手)。

貧困が一つの暴力であるということ学びました。平和な日を一日も知らないというかたの声を聞きました。わたしたちがこれからもっとよく情報を知り、学習をし、人間として、お互い短い一生です、みんなが笑って、笑顔で幸せに生きられるよう、できることを一つ一つ頑張ってまいりたいと思います。長時間にわたりましてのご協力、本当にいろいろとありがとうございました(拍手)。

戦後も続く虐待

「女性に地位と教育を」

イラクへの自衛隊派遣が迫る中、戦争の現実を知ろうと、アジア諸国の女性が集まり、「戦争と女性」国際専門家会議

アジア女性30人 堺で専門家会議

が17日、大阪府堺市で開かれた。被害は女性や子どもに集中し、戦後も続く美態の報告があり、「女性の地位向上や教育の拡充で暴力の連鎖を断ち切ろう」との訴えが相次いだ。国内3000カ所に報告書が送られ、支援などに役立てられる。

「暴力の連鎖断ち切ろう」

従軍慰安婦問題に取り組んできた外務省の外郭団体「アジア女性基金」が、最近の女性の尊厳も考えようと主催。7カ国の約30人が参加した。

アフガニスタンの女性教育センターのシンカイ・ザヌーンさんは、紛争の後遺症を持つ夫から家庭内暴力を受ける例や、夫を失った女性200万人以上の弱い立場を報告した上、「宗教自体が悪いのではなく、宗教や戦争を口実に女性を虐待する土壌が問題」と指摘した。同国のシャミラ・アフガニさんは「27歳の私は

平和を経験していない。一瞬で数千人を殺せることが文明だろうか。子どもたちに同じ目に遭わせたくない」と話した。フィリピンの女性団体

連合のラナ・リナバンさんは「国内紛争で軍事費が膨らみ福祉が削られ、貧困で人身売買が行われる。女性が声を上げない風土を教育で変えたい」と訴えていた。同じテーマの公開フォーラムが18日午後1時半、堺市市民会館で開かれる。問い合わせは同市女性団体協議会（072・2223・0333）。

【大島秀利】



「戦争と女性」参加者名簿

- アフガニスタン Asfa Kakar, 最高裁判所判事、憲法草稿委員
Jamila Afghani, 国民教育センター(NGO)
Shinkai K. Zahine, アフガン女性教育センター (AWEC)
- オーストラリア Elizabeth Biok, 弁護士
- 東チモール Jacinta Correia da Costa, 上訴裁判所判事
Maria Natercia Gusmao Pereira, デリ地方裁判所重罪犯罪法廷判事
Maria Rosa Xavier, 識字および社会教育担当、GFFTL
- インドネシア Vony Reyneta Doloksaribu, インドネシア法律扶助協会・女性のための
正義ディレクター
- フィリピン Lana Linaban, 女性団体連合ガブリエラ(GABRIELA)事務局次長
- スリランカ Nimalka Fernando, 弁護士、平和と民主主義のための女性連合代表
Saroja Sivachandran, ジャフナ女性の開発センター
Mohamed Majee d Jensila, プットラム回教徒難民共同信託基金
Nanda Malini, 平和問題ジャーナリスト
Dammika Nandini Edirimanne, 憲法問題省、平和局
- 日本 Makiko Arima, (有馬真喜子) アジア女性基金理事、ジャーナリスト
Makako Kamiya, (紙谷雅子) 学習院大学教授、アフガニスタン憲法草
稿委員会特別顧問
Hisashi Nakamura, (中村尚久) 龍谷大学教授、外務省経済協力
開発協力課スリランカ援助顧問他
Atsuko Nakajo, (中條厚子) 堺市男女共同参画推進担当部長
Tazuko Shiromoto, (城本多鶴子) 堺市立女性センター館長
Hiroko Miyamoto, (宮本弘子) 堺市教育委員会学校教育部長
Akihiko Yubisui, (指吸明彦) 堺市市長公室長
Noriko Yamaguchi, (山口典子) 堺市女性団体協議会委員長
Murako Omachi, (大町むら子) 堺市女性団体協議会副委員長
Yoko Kubo, (久保洋子) 堺市女性団体協議会事務局長、女性問題
対策部長
- 主催者 Mizuho Matsuda, (松田瑞穂) アジア女性基金業務部長
Tomoko Manaka, (間仲智子) アジア女性基金総務部
Toshihiro Kano, (叶俊寛) アジア女性基金渉外部長
Eiko Sato, (佐藤栄子) アジア女性基金総務部

アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末に終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は79名にお届けし、2001年7月に終了しました。インドネシアでの事業は2007年3まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性に対する暴力や人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は現在も後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の反省をふまえ、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでいます。

- ◇女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)
102-0074東京都千代田区九段南2-7-6相互九段南ビル4階
電話03-3514-4071 ファックス03-3514-4072
Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: dignity@awf.or.jp